

○日 時 令和3年3月8日 午前9時22分～午後4時39分

○場 所 議 場

○出席委員

2番	眞 茅 弘 美	委員長	3番	上 迫 正 幸	副委員長
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	吉 嶺 周 作	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	永 野 慶 一 郎	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	豊 留 榮 子	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第8号 令和3年度枕崎市一般会計予算

[議会費～衛生費] [労働費～土木費]

△議案第8号 令和3年度枕崎市一般会計予算

○委員長（眞茅弘美） ただいまから本日の予算特別委員会を開会いたします。

本日から各会計の令和3年度当初予算の審査に入ります。

審査の順序につきましては、5日に配付いたしました令和3年度当初予算の審査順序表により審査を進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

まず、議案第8号令和3年度枕崎市一般会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○13番（清水和弘） 今回の一般会計予算を見るところですね、当初予算で、南薩地区衛生管理組合の負担金としてこの地域振興策1,980万円が計上されていることについてですね、3月議会の初日本会議でも問題となりました。この件についてですね、私も管理組合のほうに説明を求めたんですけど、何ら説明はありませんでした。

この際、この委員会ですら、市長の出席を求め、協議会で市長が意見したことを確認するまでは、この令和3年度当初予算の審査には私は入れないと思います。

そこで、今回市長の出席を求めます。

○4番（沖園強） 委員会運営上、審査の過程でどうしても必要であるという段階でよろしいんじゃないでしょうか。でないと、冒頭から出席というのはいかがなもんかと思います。

○委員長（眞茅弘美） 当局側の説明を受けましてから、必要に応じまして要請するということがよろしいでしょうか。——それでは当局のほうから説明をお願いします。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第8号令和3年度枕崎市一般会計予算について、別冊で提出してあります当初予算のあらましで、概略御説明いたします。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として市長が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取組を着実に進めるとともに、第2期地方創生総合戦略にかかる施策、新型コロナウイルス感染症対策の推進と「新たな日常」の実現、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感を持って取り組んでいくこととしました。

当初予算のあらましの2ページをお開きください。

2 予算の規模の一般会計の欄を御覧ください。

令和3年度一般会計予算の規模については、151億0,250万円で、前年度と比較して6億2,580万円の増、率にして4.3%の増となっています。予算額が前年度より増加したのは、4年連続となります。この予算規模は、当初予算としては過去最高の規模となっています。

増減の主な理由としては、普通建設事業費の補助事業において、国の3次補正に対応して、水産業費で、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業が5億9,238万6,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、ワクチン接種体制確保事業や今年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行った事業者応援資金支給事業など、物件費や補助費等などで2億6,501万9,000円の増となっています。

そのほか、普通建設事業費の単独事業においては、市営野球場や図書館、市民会館の改修事業や土地開発公社の用地取得などが減となったものの、南浜館の収蔵庫増築、総合体育館や立神地区公民館、サンフレッシュ枕崎、本庁舎の議場、消防庁舎等の老朽化対策を含めた改修事業を進め、前年度並みの事業費を確保しています。

21ページをお開きください。

歳出予算を性質別に前年度予算額と比較して、御説明いたします。表の下から3段、歳出合計内訳の欄を御覧ください。

まず、義務的経費は、59億5,897万8,000円で、人件費が、会計年度任用職員分の期末手当の平年度化などで増の理由はあったものの、一般職人件費の減などで総額では減、扶助費が生活保護費や児童手当、児童扶養手当の減などで減、公債費が、これまで計画的に借入れを進めてきたことや、ここ5年の繰上償還の推進、借入利率の低水準などの影響もあり減となったことから、前年度と比較して6,918万6,000円の減、率にして1.1%の減となっています。

予算総額に占める義務的経費の割合は39.5%で、前年度に比べ2.1ポイント低くなっています。

投資的経費は18億0,298万5,000円で、普通建設事業費において、補助事業費が、小中学校校内通信ネットワーク整備事業などの減はあったものの、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、公園施設長寿命化対策支援事業、小中学校施設環境改善交付金事業の増などで、5億1,730万4,000円の増となるほか、単独事業費が、南浜館の収蔵庫増築を含む改修事業、総合体育館改修事業、本庁舎議場音響システム等更新事業の増などがあったものの、市営野球場の改修事業であるスポーツ交流拠点整備事業、図書館施設整備事業、土地開発公社用地取得事業などの減により1,616万7,000円の減となっています。

県営事業負担金は、広域漁港整備事業負担金などの減により2,592万5,000円の減となっています。

災害復旧事業費は、枠としての1,600万円と、昨年の台風災害で被災した青空美術館作品の復旧事業費152万1,000円を計上しており、投資的経費全体では、前年度と比較して4億7,873万3,000円の増、率にして36.2%の増となっています。

なお、枠として昨年度より400万円増額しておりますが、昨年度の台風災害等において、倒木除去等の作業が多かったことを踏まえ、委託料を増やしています。

予算総額に占める投資的経費の割合は11.9%で、前年度に比べ2.7ポイント高くなっています。

その他の経費は、73億4,053万7,000円で、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として計上しているワクチン接種体制確保事業や事業者応援資金支給事業などで物件費や補助費等が増となったことに加え、その他の理由で物件費の増の影響として、地域電力推進事業、アートミュージアム拠点推進事業など、補助費等の増の影響として、後期高齢者医療広域連合負担金などがあります。

また、繰出金の増の影響として、介護保険特別会計繰出金が大きいところです。

その他の経費全体では、前年度と比較して2億1,625万3,000円、率にして3.0%の増となっています。

予算総額に占めるその他の経費の割合は48.6%で、前年度に比べ0.6ポイント低くなっています。

歳出予算における目的別の前年度予算額との比較につきましては、20ページに掲載してありますので、御参照ください。

次に、歳入予算の主な増減について、御説明いたします。

19ページをお開きください。

まず、款番号1の市税は、最近における景気動向や新型コロナウイルス感染症の影響、税制改正などを踏まえ、20億6,649万1,000円を計上しており、前年度と比較して1億2,560万円の減、率にして5.7%の減となっています。

款番号9の地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べて、30%以上減少しているなど、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、固定資産税の軽減措置を行う場合、その減収額の補填措置として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されており、

予算編成時点の見込みで700万円を計上していることなどの影響で、前年度と比較して1,000万円の増、率にして69.4%の増となっています。

款番号10の地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、34億3,000万円を計上しており、前年度と比較して3,000万円の増、率にして0.9%の増となっています。

このうち普通交付税は、予算上では3,000万円増の30億3,000万円を計上しており、前年度算定結果との比較では、2,956万1,000円の減であり、留保分を加えて4,000万円程度の増を見込んでいます。

款番号14の国庫支出金は、16億7,679万円を計上しており、公共事業の小中学校校内通信ネットワーク整備事業の減はあったものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増などにより、前年度と比較して9,786万4,000円の増、率にして6.2%の増となっています。

款番号15の県支出金は、14億3,524万2,000円を計上しており、国民体育大会運営費の減はあったものの、公共事業の食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、畜産クラスター事業の増などにより、前年度と比較して5億9,283万7,000円の増、率にして70.4%の増となっています。

款番号16の財産収入は、臨空工業団地売払いの減により1,341万円を計上しており、前年度と比較して9,704万5,000円の減、率にして87.9%の減となっています。

款番号17の寄附金は、ふるさと応援寄附金については前年度と同額の29億円を見込み、29億4,600万円を計上しており、前年度とほぼ同額となっています。

款番号18の繰入金は、財政調整基金や減債基金、ふるさと応援基金などからの繰入りで、13億3,440万1,000円を計上しており、前年度と比較して2億4,320万円の増、率にして22.3%の増となっています。

款番号20の諸収入は、スポーツ振興くじ助成金の減などにより、1億8,504万2,000円を計上しており、前年度と比較して1億1,835万8,000円の減、率にして39.0%の減となっています。

款番号21の市債は、11億7,344万5,000円を計上しており、南浜館の収蔵庫増築を含む改修事業や総合体育館、立神地区公民館、サンフレッシュ枕崎、消防庁舎等の老朽化対策を含めた改修事業、高規格救急車更新事業などの実施に加え、臨時財政対策債の借入額が1億5,526万7,000円増加する見込みであるなど、増の影響は大きかったものの、図書館や市民会館、市営野球場整備などの減、南薩地区衛生管理組合の新クリーンセンター施設整備の減、防災行政無線整備事業の減などの影響により、前年度と比較して1,033万3,000円の減、率にして0.9%の減となっています。

また、ただいま説明しました以外の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

次に、歳入予算の財源構造について御説明いたします。

2ページに戻っていただいて、3の財源構造を御覧ください。

自主財源は、67億2,652万円で、繰入金は増となっているものの、市税や諸収入、財産収入などの減により、前年度と比較して9,433万1,000円の減、率にして1.4%の減となっています。

自主財源の歳入全体に占める割合は44.5%で、前年度に比べ2.6ポイント低くなっています。

一方、依存財源については83億7,598万円で、市債などは減となったものの、県支出金や国庫支出金、地方交付税などの増により、前年度と比較して7億2,013万1,000円の増、率にして9.4%の増となっています。依存財源の歳入全体に占める割合は55.5%で、前年度に比べ2.6ポイント高くなっています。

また、一般財源は、68億2,310万6,000円で、市税や財産収入のうち土地売払収入、地方消費税交付金などが減になったものの、市債のうち臨時財政対策債、繰入金のうち財政調整基金繰入金、地方交付税などが増となったことにより、前年度と比較して5,721万5,000円の増、率にし

て0.8%の増となっています。

一般財源の歳入全体に占める割合は45.2%で、前年度に比べ1.5ポイント低くなっています。

特定財源は、82億7,939万4,000円で、市債や諸収入のうちスポーツ振興くじ助成金の減はあったものの、県支出金、国庫支出金の大幅な増加と、繰入金のうちふるさと応援基金繰入金が増加していることなどにより、前年度と比較して5億6,858万5,000円の増、率にして7.4%の増となっています。

特定財源の歳入全体に占める割合は54.8%で、前年度に比べ1.5ポイント高くなっています。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入の構成比並びに歳出の目的別、性質別の構成比について、グラフを用い、それぞれ表示してありますので御参照ください。

続いて、5ページをお開きください。

5ページから16ページまでは、当初予算の主な施策の内容を議会費から予備費まで款ごとに整理してあります。また、令和3年度の新規事業については、米印を付してあります。

冒頭の増減理由で申し上げなかった事業で、今年度の特徴的な事業としましては、総務費のRPA等導入実証事業や地域公共交通活性化協議会負担金、地域電力推進事業、民生費の高齢者生きがい活動促進事業補助や新生児への給付金給付事業、衛生費の南薩地区衛生管理組合負担金の中で、新クリーンセンター建設に関連して地域振興策費負担金、農林水産業費の認定農業者等担い手育成対策事業補助、商工費の特産品販路拡大支援事業や枕崎の魅力PR事業補助、土木費のトラクター草刈機購入や耐震改修促進計画策定、教育費のタブレットを活用した小学校外国語教育推進事業や中学校英語教育推進事業のほか、令和4年度に開催する予定の枕崎国際芸術賞展の開催準備経費、スポーツ合宿推進事業などをお願いしております。

立神地区公民館の改修工事においては、避難所として、また、建物内で活用されていないスペースを有効に活用できるよう改修するなど、今後においても、避難所として位置づけられているその他の施設の改修の際に指針となるよう改修に取り組んでいく予定です。

また、そのほかの新規事業として、男女共同参画基本計画策定、地域福祉計画策定などにも取り組む予定としています。

22ページをお開きください。

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費について、令和3年度当初予算分を掲載してあります。

地方消費税交付金の社会保障財源化分の収入につきましては、2億4,770万円を見込んでおり、社会保障施策に要する経費は39億5,093万6,000円となっており、前年度より1億5,989万1,000円の増、一般財源で2,616万2,000円の増となっています。

23ページをお開きください。

23ページから25ページまでは、本市の財政規模の推移、国の予算の推移、地方財政計画の推移について、それぞれ掲載してありますので、御参照方をお願いします。

以上、令和3年度枕崎市一般会計予算について、概略御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

〔議会費～衛生費〕

○委員長（眞茅弘美） まず、議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

予算書の42ページから84ページまで、あらましの5ページから10ページまでとなります。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 私はまず、全般的に関係することで、施政方針ですね、第6次の総合振興計画、この後期の計画を今16日までですか、パブコメを実施しているんですが、予算全般に関連するので議会のほうへはどういう形で提示あるいは見直し部分を説明をいただけるのかですね。施政方針では、年度末に成案化するという表現で書いているんですけどね。これ予算全般に関連するんで、この総合振興計画の見直し部分、どういうふうな対応をされるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○企画調整課長（東中川徹） 総合振興計画後期基本計画につきましては、ただいま委員からありましたようにパブリックコメント中でありまして、3月16日までということでそのパブリックコメントを経まして、実際、庁内会議でもう一回諮りまして正式に決定していくという流れになります。

今回の計画の議会への提示につきましては、今の時点では最終本会議の日にお配りしたいと考えているところでございます。

それと、後期基本計画については基本構想を軸としまして、前期の計画を基本に今回新型コロナウイルス感染症の影響、そういった情勢の変化等によって新たに追加した分等もでございます。

配付に当たっては、そういうものがどういった見直しをしているという内容が分かるような形でお示ししたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 最終本会議で議会のほうには冊子なり、一応出されるということですがけれども、そのとき、見直し部分ですね、特に、こういった点を見直しましたという説明をいただかないと最終本会議ですから、議会側も、ただ、後でこの冊子を見とくと、今、パブコメで実際の素案は出ているわけですがけれども、コメントがあるのかないか知りませんが、若干そういった部分で見直し部分の特に大事な部分は説明をいただきたいと、これは要望をしておきます。

○11番（永野慶一郎） 予算書の51ページですね、あらまし5ページから6ページにかけてのところで、地域電力推進事業ということで、今回このマスタープランの策定業務委託ということで、2,000万程度予算が上がっていますが、これ具体的にどういった事業になるのか教えてください。

○企画調整課長（東中川徹） 地域電力推進事業についてであります。本年度につきましては、12月定例会の一般質問等でもお答えいたしましたとおり令和2年度に地域新電力会社の設立を目指しまして、電力需要や事業採算性など、その可能性調査に着手することといたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で事業の進捗は止まっていたということで、令和3年度に国の補助事業を活用しまして、マスタープランの作成等に取り組むこととしたものであります。

新年度につきましては、これも12月議会等で説明を申し上げておりますが、県の鹿児島県エネルギーをシェアするまちづくり事業において実施されました木質バイオマス発電を核とします地域マイクログリッド実証事業、この事業で得られるデータ等も参考にしながら、地方公共団体を核として、需要家、地域のエネルギー会社、金融機関等、地域の総力を挙げてバイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、国の補助事業を活用しまして、そのマスタープランの作成、そしてその事業の一端を担う地域新電力会社の設立などの地域エネルギー事業を進めていくこととしております。

具体的に申し上げますと、マスタープランの策定等については今の時点では公募型でプロポーザルということで考えておりますが、契約をしまして、調査内容としては市内再エネ発電所の調査、電力需要家の調査、エネルギーインフラ整備の検討、電力需給シミュレーション、事業推進体制の検討、事業の採算性の検討、市内経済環境の分析、非常時エネルギー供給の検討、付加サービスの検討、そういったものを行いまして、マスタープランの作成を行う予定としております。

○11番（永野慶一郎） このマスタープランって、今後、地域電力を運営するに当たっての事前の調査だと思っておりますが、結局、今バイオマスが稼働して、前から太陽光の事業者もいらっしや

と思うんですけども、そういったところから電力を供給してもらうような形で進んでいくと思うんですが、結局、その電力会社がい取りるときって、今それぞれの皆さん単価がございませよね、太陽光もですね。買取り価格があると思うんですけども、今、大手の電力会社に皆さん主に電力を供給していると思うんですが、その単価に合わせてうちのほうも買取りということになりますか。

業者によっては、太陽光を発電した時期によって単価が違ったりしてませよね。高いときもあれば、今大分下がってませけども、そのときそのときの単価に合わせて、電力を買取りする計画でいるのかどうなのか、まずそこをお聞かせください。

○企画調整課長（東中川徹） 電力の買取りについては、F I Tの価格であるとか、大手の電力事業者からの買取りであったり、そういうのがありますが、今後調査をする中でそういうバランスもありますので、調査事業の中で、その採算性等も出てきますので、その中で検討していくということになろうかと思ひます。

○11番（永野慶一郎） 結構幅があつて、高いところなんてもう四十何円とかの買取り価格とか、そういった35円とか何円とかつて話を聞くんで、結構幅がありますよね。そこを何か四十何円のところなんて、下げてまでは多分、売らないと思うませよね。

もしそうなつたときに、どうやってその買取り価格の調整をするのか、あとはですね、その電気の供給量が足りるのかどうかつていうのがちょっと心配な方もいらつしゃるませですが、そこら辺は今どのような見通しでございませか。

○企画調整課長（東中川徹） 先ほど言ひましたF I Tであるとか、大手の電力会社、市場等もあります。その部分から、バランスを考へて調達することになろうかと思ひますので、今の時点ではどうということとは申し上げられないところでは。

電力の供給先についても、最初は公共施設を中心にすると思うませですが、そのほか市内の団体とか、企業等についても協力を呼びかけていくということになつていこうかと思ひます。

それらを含めて今回の事業で調査をしていくことになろうかと思ひます。

○11番（永野慶一郎） 公共施設のほうから利用するというこで、以前からそれはお伺ひしているんですけども、例えば公共施設で利用するにしてもですね、今まで使つたその電気代よりも、かえつてそつちのほうが高くつくとなると、何の意味もないと思うませですけども、今からそのマスタープランを策定するに当たつて、いろんな調査があると思うませですが、その中でちょっと採算が合わななつていふような事態があれば、この計画つてやっぱり進められないねつていふようなことはあるませか。

そこら辺はどうお考へですけ。

○企画調整課長（東中川徹） 今回の事業については、地域エネルギーに関する事業でありまして、例えば災害時の対応であるとか出てくるわけですが、その一翼を担うのが地域新電力会社になります。

電力会社については、やはり採算性というのはまず前提になろうかと思ひます。ただ、今の時点で委員がおつしゃるようなことまで言及することはできないところでは。

○11番（永野慶一郎） 災害時にも使用できるつていふことなんですけど、それですとやっぱり蓄電池をつけたりとかつてそういったところまでお考へでしょうか。そこまでしないと、多分電線が切れちゃうと電気供給できないませよね。そこら辺も含めての調査ということではよろしかつたですか、今回。

○企画調整課長（東中川徹） 災害時については、おつしゃるとおり蓄電池というのが必要になろうかと思ひます。特に避難所等に災害の際に電力が行き着かないということがないよう、そういったものについても今回の事業の中で検討していくことになろうかと思ひます。

○11番（永野慶一郎） この調査が終つて、また私たちにお示しはしていただけると思ひま

すので、またその結果を見て、いろいろと私も危惧しているところが何点かございますので、今の段階です、ほかの調査も済んでいない段階でどうのこうのって言えないでしょうから、またそのときにお聞きするようにします。

○4番（沖園強） どの市町村もなんでしょうけど、第三セクター形式になっていて、第三セクターで非常に経営的にどこも苦慮しているような状況の中で、その先進事例といいますか、どういった状況にあるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 先進事例といいますか、いちき串木野であったりとか、大隅のほうにもございます、県内ではですね。

○4番（沖園強） いちき串木野、大隅にあるんですけど、どういう運営状況にあるんですかちことです。

○企画調整課長（東中川徹） 大隅のほうは経営的にはすごくいい経営をされていると聞いております。そして、地域への還元ということもやっておられると聞いております。いちき串木野のほうは規模に応じた形で運営をされていると聞いております。

○4番（沖園強） 今回の業務委託については、その辺の全国の事例とかそういった部分も調査をされるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） いろんな事業の採算性でありますとか、そういったものも出てまいりますので、そういった先進事例というか、そういう調査は入ってくると思います。

○4番（沖園強） 先ほども申しましたが、第三セクターの運営というのは非常に厳しい一面がありますので、ぜひそういった部分も含めてですね、調査をしていただきたいとお願いします。

○9番（立石幸徳） 地域電力の関係です、まず予算のほうから確認しますけど、この事業費が今度の3年度関係では1,989万9,000円ですね。

そして、国の補助事業ということでどの事業かということで私もなかなか探しづらかったんですが、23ページの地域経済循環創造交付金1,326万6,000円、この事業には国のほうから約1,300万円は補助金が出ると、こういう理解でいいんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） ただいま委員からありましたように、財源について23ページに地域経済循環創造交付金というのがございます。これは地域の特性を生かしたエネルギー供給事業導入計画、いわゆるマスタープランの策定費用を補助対象としました総務省の補助でございます。補助対象額の上限が2,000万円として、その補助率は3分の2と示されております。

○9番（立石幸徳） 通常の国の2分の1補助ではなくて3分の2という非常に補助率の高い事業になってるわけですが、それでまず、この本年の2年度ですね、この県のほうの実証事業の成果といいましようか、大きくいろいろあるんでしょうけれども、県のほうの補助事業の交付要綱も持ち合わせていますので、もう全部言うとも時間が足りませんので2つほど。

この施政方針にも出ているエネルギー需給の動態調査ですね、この結果はどうだったのか。それから非常事態のときのいわゆるBCPのこの対応、この2点については、まだ県の実証事業の成果といいましようか、そういうのは担当課のほうでは聞いておられるんですか、どうなんですか。

○企画調整課長（東中川徹） たしかその期限というのが今週いっぱいぐらいか来週ぐらいまでだったと思います。そして、まだその結果っていうのは示されていない、頂いていないところです。

その需給調査等については県の事業でも行われているところなんですけども、県の事業というのが木質バイオマス発電を核とする地域マイクログリッド実証事業ということですので、別府地区において災害時の対応であるとか、そういうのを含めた調査をしているということでもあります。

新年度においては、先ほど申し上げましたマスタープランの策定に向けて調査事業を行って

くわけなんです、その中で、市内全体の需給の調査、そういったものを行っていくことになるということでもあります。

○9番（立石幸徳）　そこで、新年度からの本市のマスタープランの取組ですね。県のほうのいろんなエネルギーをシェアするまちづくりということで、よく事例に出されているのが日置市の事例ですよ。

私も日置市にはよく行く機会があって、日置の庁舎に入ると、庁舎全体が電力関連のいろんなものが備わっていて、例えば市役所ロビーにはただいまの新電力の出力ワット数は幾らですかですね、そして日置のほうは、太陽ガスが中心になってやっているんですけど、これは太陽光に限らず水力発電等もやっていますよ。

枕崎市の場合のこのマスタープランの予想といいたいまいしょうか、もちろん木質バイオが核にはなると思うんですが、そういった太陽光あるいは場合によっては風力がどういうふうになるか、そういう全体的ないわゆる自然再生エネを利用したマスタープランとこういう考えになっていくとそういうことでよろしいんですか。

○企画調整課長（東中川徹）　マスタープランの柱となるのは、やはり脱炭素社会に向けたその再生エネルギーの活用、地域での地産地消、災害時の対応、そういったものが柱になっていくものであると思います。

委員からありますように、木質バイオマス、既にあります太陽光、こういったものが中心になっていくというふうに思っております。

○9番（立石幸徳）　いずれにしても国の事業ですので、それなりにしっかりしたプランが出されると思いますので、今後の動きをですね、先ほどもあった三セクの経営とも大きく絡む、当然、採算性そういうものも考えないといけない事業だと思いますので、またその都度その都度いろいろ質疑をさせていただきたいと思います。

○13番（清水和弘）　私はこのあらましの5ページ、6番の新規事業について質疑します。

RPA等導入実証事業に418万と計上されてますけど、これはロボットによる業務の自動化と私は判断してるんですけど、本市職員でRPAに関係する業務対応をした経験のある職員はおられるんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一）　まず、本事業の内容・目的について説明をさせていただきたいと思います。

本事業につきましては、質の高い行政運営と多様化していく住民ニーズに対応して行政サービスを今後も提供していくために、RPA、今委員からもございましたコンピューター上の、ソフトウェア上のロボットですね、こちらの活用とAI-OCR、人工知能技術と光学的文字認識技術、こちらのほうを掛け合わせて、帳票などを自動的に読み取ったり、手書きの文字列の認識率などを向上させる技術です。こちらを組み合わせ、その導入の検討を実証実験という形で行おうとするものでございます。

職員のみではなくて、ほかの自治体ですとか、また企業などで既にそういう導入を手がけた実績のあるベンダーと共同いたしまして、その専門的知識の視点も取り入れながら、幾つかのモデル事業を実施いたしまして、本市にとってRPAのより効果的な導入方法はこういった形が考えられるのか、またその導入効果の測定を行いまして、そしてその後に本格的な本市でのRPAの導入につなげていきたいと考えている事業でございます。

現在のところ、RPAの導入と申しますか、研究というところは、担当部署においても進めてはございまして、ベンダー、業者による説明会なども実施はしてきているところですが、その導入実績というところは、今のところ本市においては図られてはいない状況です。

そういう状況もありますので、やはりこのRPAの活用というのは、今後の行政の効率化に大変有効なものであって、必要なものでもあるかと思っておりますので、この実証事業を通じて、重ねて

になります。その本格的な導入につなげていきたいと考えているところでございます。

○13番（清水和弘） 私はこのRPA導入に対してですね、職員の研修も必要ではないかと思ったりとるんですよね。それとですね、我々住民にとってどのようなメリットがあるのかですね、そういうところはどうかでしようか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 職員に対する研修と申しますか、研修については、この導入実証事業の中においても、その契約をするベンダーのほうにいろいろ講師的な位置づけでお願いをいたしまして、そういう研修は進めていきたいと、職員への知識の浸透であったりとか、意識の啓発であったりとかというのは同時に進めていきたいと考えているところでございます。

市民の皆様への効果ということですが、このRPAと申しますのは、入力量が多いような単純作業というものを、設定さえ誤りなければ、誤りなく連続して時間の制限なく行うものでございますので、そういった意味での業務の正確性であったりとか、それによって今までその業務にとらわれていた時間というのが削減されますので、その分をほかの業務に振り分けたりとかそういうことが可能となりますので、そういった意味での市民サービスの向上が図れるものと考えているところでございます。

○13番（清水和弘） これは電気でやるとるわけですけどね、突如この停電が発生したときの対応なんかは何か考えとるんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 実際に業務運用していく中でそういった停電とかという事態も想定はされるものかと思うんですが、そういった事態とかも含めて、そのベンダーとはそういう場合はどのような対応をすべきなのかとか、そういったところもこの実証実験を含めて、正直言います、我々のほうもいろんな研究は進めているところですが、そういった細かいところまでの知識を得たいというところもありまして、この事業を実施するところでございますので、そういった疑問点であったり、効率的な運用をするにはどのような手法が最適なのかということも含めて明らかにしていきたいと考えております。

○13番（清水和弘） 私としては、バックアップ電源とかですよ、緊急な場合に備えて、そういう装置も必要ではないかと思うんですよね。

次にですね、また新規事業なんですけど、オンラインイベント開催経費154万円となつとるんですけど、これの内容はどういうことなんでしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） この移住・交流推進支援事業については、これまで実施してきたのは、県主催の移住セミナーへの参加、地方への移住に前向きな方に対して本市での生活を疑似体験できる移住体験ツアー、こういったものを実施してまいりましたが、コロナの影響下にあること等を踏まえまして、新年度は本市の出身者であるとか、その関係する方々、お友達等、そういった方々を対象としまして、食をテーマとしたオンラインイベントの開催をしたいというふうに考えております。そして、関係人口の増加のために取り組んでいくこととしております。

○12番（東君子） あらましの7ページの新規事業、一番下の33番の新生児への給付金事業です。これについてお尋ねをしますが、8ページの一番上から2番目に記念品っていう項目が載ってるんですが、この記念品というのは一体何なんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 新生児の給付金事業につきましては、一般質問でもお答えいたしましたけれども、現在は新生児1人につき5万円の共通商品券を支給しているところでございます。

新年度からは、共通商品券5万円に加えて記念品として手作りの時計、開きますと片方には写真立て、もう一方側は時計といった手作りの置き時計を記念品として添えることにしております。

○12番（東君子） 商品券というのは5万円、これも大変助かっているということなんですけど、消費してしまつてですね、形が残らないということで、この時計と写真なんかと一緒に置いた置物、こういうものだとずっと残って、枕崎市の思いやりが大変伝わって、形に残っている事業じゃないかなと思うんですが、もしですね、差し支えがなければ、このアイデアっていうのは、男

性が出されましたか、女性が出されましたか。

○福祉課長（山口英雄） 福祉課の職員の中で、いろいろ協議したんですけど、男性女性ということではなくて、新生児のこの給付金事業が新年度からまたさらに市民に喜ばれて、本当に心に残るような形にするためには何が必要かアイデアを出してくれということで、出てきたアイデアがこの手作りの置き時計ということでございました。

○12番（東君子） ちょっとですね、視点が違ったアイデアじゃないかなというふうに思っ
て関心をしたところでした。

○委員長（眞茅弘美） ここで10分間休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○11番（永野慶一郎） 総務費のほうですね、59ページのマイナンバーカードの件でござい
ます。

昨年より予算が500万ほど減額になっておりますが、これどういった理由での減額でしょうか。

○市民生活課長（川崎満） 減額になっているということでございますけれども、主な理由とい
たしましては、マイナンバーの交付などの事務などを委任しておりますJ-LISという地方公
共団体情報システム機構というのがございまして、そこがマイナンバーの管理をしているんです
が、今まで市で交付金をやっていたわけです。

令和3年度から国が直接予算をJ-LISにやるということになりまして、あらましにも書いて
ございますが、その金額が昨年は1,200万程度あったんですが、今年度は759万2,000円です。
この759万というのは国が今年度繰り越した分、この分が来年度市のほうに来るということで、
そういうことから言いますと、3年度から国が直接J-LISにやりますので、その関係が特に
大きいところでございます。

○11番（永野慶一郎） 今、木曜日も時間を延長して、日曜日も窓口を開設して取り組んでら
っしゃいまして、施政方針のほうでは、マイナンバーカードも普及率も今30%ぐらいというこ
とで、徐々に成果は出てきているのかなと思うんですけども、国の目標100%だったですかね、
以前お聞きして。まだまだ遠いなと思うんですが、今後もずっとこういった窓口の時間延長とか、
日曜日に開設したりとかってというのは、まだ今後も続けていく予定でいらっしゃいますか。

○市民生活課長（川崎満） 今、マイナンバーカードの関係でさっき事業費を言いましたが、事
務費ということで国から交付金が来るところでございまして、その交付金を活用して会計年度任
用職員等を採用しまして、またいろんなそういう時間外とかの部分も国からの補助金を活用して
やっております、それでやはり日曜開庁、木曜開庁というのも効果が大きいところでございま
すので、国のほうからも、そういうデジタル化に向けてのマイナンバーの推進というのは引き続
き国からもどんどん言ってきておりますので、来年度も引き続き時間外開庁については継続して
行いたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） 私ごとで大変恐縮なんですけども、先日ですね、自宅にマイナンバー
カードをまだ作ってない方ということで、私は持ってるんですけど、家内と子供の分の封書が送
ってきてまして、マイナンバーカードを作ってもらうような啓発活動をしてるんだなって思った
んですけども、一つだけちょっと市民の声もあってですね、子供、特に幼児ですね、作るのはい
いけど、顔写真が要りますよね。顔写真、マイナンバーカード、いけば一生もんだと思うん
ですけども、子供のその写真って、皆さんどういふような感じにされてるのか、顔が変わって
いくじゃないですか。大人は、私なんかはそんな今の現状と変わらないと思うんですけど、
そういった声もあるんですけど、それに何とお答えすればいいですかね。どういふふうに
市民の方には説明をすればいいでしょうか。

○市民生活課長（川崎満） 顔写真付のカードですが、二十歳以上になりますと、10年に1回カードの更新をします。ただ、二十歳未満になりますと、5年に1回ということで、やはり若い方は顔が変わりますので、その場合も兼ねて5年に1回でカードの写真の更新ということで、国のほうで対応ということになります。

○11番（永野慶一郎） 更新制ということですね。二十歳未満が5年で、二十歳以上の方は10年に1回、今作られてる方はまた写真を撮り直したりとか、改めて更新をしないといけないということでしょうか。その上でまた市民の方にもお伝えしてですね、普及率を私たちもお手伝いができるのかなと思います。

また、先ほどの人件費ですね、残業代とか日曜出勤もありますけど、そういったのも、国からの手当があるということですので、職員の負担にもなっているのかなと思うところもありますので、せっかくやるからにはですね、マイナンバーカードの普及率を高めていっていただく努力をしていただきたいとお願いしておきます。

○13番（清水和弘） 5ページ、16番のですね、移住支援金についてなんですけど、ずっと420万とか428万、今回出とるんですけど、これによる効果っていうのは移住者がどんぐらい増えとるのかですね。どうなんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 16番の移住支援金、これについてちょっと内容を申し上げますと、東京一極集中の是正、それから地方の担い手不足対策のために、原則ですが、東京23区から地方、本市に移住をしまして、鹿児島県が運営しますマッチングサイトに掲載された対象求人、その求人に応募して就職した方に対して、2人以上の世帯の場合は100万円、それから単身世帯の場合が60万円の移住支援金を交付するものであります。

また、就職以外で起業をする場合でも、県のほうから200万円を上限とした起業支援金というものがございます。この交付決定を受けた方についても併せて市の移住支援金の交付対象となります。

今現在の実績といいますか、本事業については令和2年度、本年度から開始をしまして、いろいろ広報紙、ホームページ等で周知を図っておりますが、令和2年度に1件、100万円の交付の実績となっております。

今後ですけれども、今年度はコロナの関係で開催をされておきませんが、関東枕崎会等でのPRなど、この事業の利用によって移住の増が図られるようにお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○13番（清水和弘） 今、令和2年度で1件ということでしたけどね、これは失礼なことを言うかもしれないけど、年齢制限とかそういうのはどうなんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） ちょっと年齢制限まであったかどうかちょっと確認できませんが、Uターンとか、Iターン、Jターンなどをきて、求人に応募して就職することが条件、また起業が条件になっておりますので、働く方ということになります。

○11番（永野慶一郎） この移住支援金なんですけども、要綱を見たらですね、首都圏で働いていた方っていうのが条件になってるんですけど、これもうちょっと広げて、学生、大学に行ってまた地元に戻りたいとかですね、逆にその枕崎にIターンというか、その東京の大学から直接この枕崎で働くといった方への、助成の幅の拡大、対象の拡大そういったのがあれば、もうちょっとこうなんですかね、利用される方も増えるのかなど。枕崎に実家がある人なんか、親なんかですね、嬉しいのかなって要綱を見ながら思ったところなんですけど、そういった今後、そこら辺を変えていく予定はございませんか。検討はされていませんか。

○企画調整課長（東中川徹） ただいま委員からありましたように、直近の5年以上東京23区に在住、または通勤していた方が、5年以上継続して居住する意思を持って本市に移住するというようなものでありまして、この事業については、国の制度としてあるものでありまして、その

助成については国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担するという内容になっておりまして、今の時点では、そういう条件になっているところです。

○11番（永野慶一郎） 10万でも20万でもですね、金額、単身世帯だと60万だったですよ、単身ですと。学生ですと半分の30万とか、そういった市独自の事業としてもそういったのもできるのかなっては私は思っているんですけども、そこら辺も含めてどうですか。

○企画調整課長（東中川徹） 移住・定住に向けては、いろんな住宅確保に関わる支援であったりとか、一般質問で若干申しあげましたように、働く方、結婚して新しい生活を送るために住宅の敷金であったりとか、家賃であったりとかそういうものがございますが、今の時点では市独自で支援というのは、住宅確保の部分は市独自の部分であります、ほかには独自の支援策というのはないところであります。

これまでも住宅支援については、IターンでなくてUターン者まで含めるべきじゃないとか、そういう御意見もいただいているところでありますので、今後に向けて全体としての支援策というのは検討していかないといけないとは思っております。

○12番（東君子） あらましの6ページの25番の男女共同参画基本計画策定業務委託で、これ新規事業になってますが、これの内容を教えてください。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今ございました男女共同参画基本計画につきましては、来年度4月から施行されます男女共同参画推進条例のこちらの第10条にうたわれておりますが、こちらを基に男女共同参画基本計画を策定することになっております。

この男女共同参画基本計画と申しますのは、男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえまして、また現在取組中の第2次男女共同参画プランでありますとか、昨年12月に国が策定いたしました第5次男女共同参画基本計画、これらを参考といたしまして、来年度中にこの枕崎市版の男女共同参画基本計画を策定したいと考えているところでございます。そのための委託業務に要する費用を予算計上させていただいているところでございます。

○12番（東君子） 今までのやり方では、やはりジェンダー平等、これが進んでこなかったということが今回ですね、もう浮き彫りになったわけです。枕崎の方々にとってですね、本当にいい計画ができることを心から祈っております。頑張ってください。

○13番（清水和弘） 6ページの24番なんですけど、結婚新生活支援事業補助とありますけど、これ150万円になっとるんですけどね、令和2年、3年。これは、この1組に対しての料金なんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 御質疑の結婚新生活支援事業につきましては、国の事業を活用いたしまして、結婚に伴う新生活、こちらが始まる新婚夫婦の方々に対しまして、新婚世帯を対象に家賃でありますとか、引っ越し費用などを支援する制度でございます。

1世帯当たりの限度額が30万円となっておりますので、予算計上分は5世帯分、5カップル分を予算計上させていただいているところでございます。

○13番（清水和弘） これまでこの補助事業を使った方は何組ぐらいあるんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） この結婚新生活支援事業につきましては、ただいまも若干申しあげましたが、その新生活のスタートアップに伴うその住宅の確保であるとか、家賃、引っ越し費用などに対するものなのですが、今年度から開始しているものでございまして、今年度の実績と申しますのが、既に交付を2件しているところでございます。1件は、今相談中の方もいらっしゃるところでございます。

○13番（清水和弘） 要綱として住宅の確保ということも言われましたけど、住宅確保はしてもいいけど、内部の改造とか改装とか、そういうものには使われないんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 住宅確保の考え方、捉え方の範囲ですが、住宅へのリフォームというのは対象には入ってはおりません。

○11番（永野慶一郎） 総務費の徴税費のところですね、56ページから57ページにまたがってますけども、この目でいくと賦課徴収費、これが昨年と比較すると270万ほど増額になっておりまして、57ページのこの手数料でございますが、今年が140万ほど予算計上されて、昨年が37万9,000円だったんですけど、100万ほど増額になっているんですけど、この理由は何なのかを教えてください。

○税務課長（神園信二） 予算書56ページ、賦課徴収費が本年度、前年度比較で276万円増になっております。

これの具体的なところが、17番の備品購入費で公用車の購入が今年新規事業で出ておりません。

そのほか、今委員が御指摘の手数料、毎年三十数万円ですかね、お願いしているところの内容としては、滞納者の預金調査をするための金融機関への手数料の支出でございます。

今年、手数料がおおよそ100万増えまして140万円程度になっておりますが、この100万円増につきましては、市内の永江養豚の跡地の名義人の方が昨年亡くなられて、相続人の方が相続放棄をされたということで、現在、相続財産法人という形になっております。相続財産法人という形で法律上は国のものという形になるんですけども、ここに税債権が大きなものがございますので、裁判所に相続財産管理人の選任のお願いをする予定にしております。令和3年度であります。そちらの相続財産管理人、弁護士が当たるんですけども、この方の選任の予納金という形で100万円を計上させていただきました。

この相続財産管理人が選任をされますと、当該の債権、私どもの税があるわけですので、その財産を相続財産管理人弁護士が公売をするのか、任意売買するのか、処分されて税相当分を、その売上げといいますか、売払いの金額の中からお返しをいただくと、配当を頂くという形ですね。その手続を取らせていただきたいということで、今年度100万円増で予算措置をお願いしたものであります。

○11番（永野慶一郎） 本市も一応債権者ということで、この相続財産管理人の方に依頼して、何らかの手続をしていただくということで、今、国の管理、国のものに一応なってるんですか、先ほどそうおっしゃられましたけど。ちょっとそこがよく分からなかったです。

○税務課長（神園信二） もともとの名義人が亡くなられて、相続される方が全員相続放棄をされてらっしゃいます。そうしますと、誰も所有してないという状態が生まれますので、この場合は、一応相続財産法人と土地自体が法人格を持って存在してしまうという形になります。

その財産は、相続財産法人は一応、その土地自体に債権を持っている人が、国の裁判所のほうに相続財産管理人の弁護士の選任をしてお願いすれば国が処分をすると、国に代わってその相続財産管理人弁護士が処分して配当していくということになります。

最終的に、もし仮に残余金が出た場合には国庫に入っていきますので、一般的には国のものになったというような言われ方をするのがそういうところになります。

ただ、国のほうは、いわゆる管理といいますか、土地の管理、それからあそこに建物がありますけれども、建物の管理等は一切しないということになります。管理はしない、処分はする、配当はするということになります。

○4番（沖園強） 今お伺いしたところ、あそこは市税等の滞納はある、公債権が市には存在するということですよ。そうすると、相続財産法人、国の財産みたいになっているみたいなんですけど、本市の公債権はどんぐらいあるの。

○税務課長（神園信二） その債権額については、ちょっと具体的な金額はなかなか申し上げられないところですけども、相当多額の債権があるというところになります。

○4番（沖園強） 相続財産法人は初めてで、普通ああいう状況になった場合は財産管理人がきますよ。それが相続財産法人という国が絡んできていると。そうすると、債権者はどんぐらい

いるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 当該土地にいろんな抵当権を持ってらっしゃったところが6者ほどあったとは思いますが。ただ、その6者のそれぞれの抵当権につきましては、1つの土地に限られた抵当権であったりとか、ばらばらでありますので、市の場合は税債権ですので、全ての土地に税が発生しますので、全ての土地に税債権を持っているというふうな形になります。

○**4番（沖園強）** あそこは非常に広大な跡地になってるんですけど、筆数的にはどんくらいあるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 土地につきまして115筆、建物につきまして8棟、全部で123に債権を持っております。

○**4番（沖園強）** 本市の場合、公債権ですよ。そうすると、6者ほど債権者がいると。先ほどの説明では、売上げから配当は本市分の公債権に対する配当があるだろうということなんですよ、公売になっていくんですか。

○**税務課長（神園信二）** 公売になるケースもありますし、相続財産管理人に選任された弁護士の方で任意売買といいますか、相手方を決めて買いませんかというところもあると、両方2つのケースがあるというふうに聞いております。

○**4番（沖園強）** 任意売買ってというのは、こういった形で任意売買されていくんですかね。

○**税務課長（神園信二）** 任意の売買ですので相続財産管理人に選任された弁護士がいわゆる債権を持っていらっしゃるところ、本市も持っているわけですけども、そこに土地を買いませんかと、引き取りませんかというふうなお話、またはいろんな財産調査も当然するわけですけども、その中で何らかこういう使い方をしたらいいんじゃないかというふうなところで買受け先を探して、いかがですかというふうな話をするということもあると、その任意売買の形についてはいろんな形があるかと思えます。

○**11番（永野慶一郎）** 公売もしくは任意売買して今おっしゃられたんですけど、仮にですよ、公売とか任意売買に誰も手を挙げなかったとなると、先ほどおっしゃられた国が一応所有をしますが、管理等は国はしないということですよ、買手もつかないような状況になると今のままと何ら姿、状況、変わっていかないということになるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 買受け手がなかった場合、当然、土地が新しい方に使われないということですので、それについて今回の公売とか任意売却は行われないと、そのままその土地の管理はしませんので草刈りをするとか、台風じまいをすることかいうことは全くしませんので、そのまま放置をされると。

売買、土地の処分がもしいかなかったときには、今年度お願いしてある100万円の予算分につきましては、弁護士費用としては別途かかっていますので、それは返ってこないよ、もし売れたときには税債権を超して、またこの100万円の予納金を超して売買が成立したときにはその税債権も返ってまいりますし予納金も返ってくると、市のほうに返ってくるという性格のものであります。とにかく管理はしないということです。

○**4番（沖園強）** 先ほど115筆、8棟という説明だったんですけど、どう捉えればいいのか、任意売買、当然、本市の場合は全筆に公債権ということで権利があると、あとの6者はどういう状況なんですか。

○**税務課長（神園信二）** おおよそのところではありますが、先ほど申し上げました百二十数筆のうち26筆について抵当権が設定されているということです。

○**4番（沖園強）** そうなった場合には、そうすると相続財産管理人、弁護士を立てるわけですよ。本市の顧問弁護士はどうなるの。

○**税務課長（神園信二）** 相続財産管理人の選任のお願いには知覧の裁判所に行きます。知覧の裁判所が相続財産管理人として適切な方をお願いをするということでもあります。本市の顧問弁護

士等々とは関連性はないということになります。

○4番（沖園強） どうすればいいのかな、そうすると成り行き次第では、例えば相続財産管理人が各債権者に抵当権がはまっている26筆ですかね、そこに購入意思はないとかいろいろ確認はするんでしょうけど、虫食い状態になるんじゃないですか、あそこは。

○税務課長（神園信二） 抵当権が設定されている土地は虫食い状態といいますか、この土地、この土地と離れた一団の土地ではありませんので、後々全体を使いたいというふうな希望を持っていらっしゃる方がいたとしたら、なかなか使いにくいという話になるだろうと思います。

ただ、26筆に抵当権を持っていらっしゃる方々があそこを求めるのかということになると、非常にその可能性は薄いんじゃないかなとは思っているんですけども、公売になるか、あとは一団として使われる方に任意売買の相談を持っていくか、そういう申込みがあるかという話だと思います。

○4番（沖園強） そもそも相続人が何人おられたか分らんとですけど、相続放棄をしたのがいつなんですか。

○税務課長（神園信二） 名義人が亡くなられましたのが昨年10月でありますので、それから三月以内に相続放棄の手続はしなければなりません。ですから、1月中旬には相続放棄の手続が済んでいることを私どもは裁判所で確認しております。

○4番（沖園強） 相続放棄が確認されて、今回、予算を計上したということですよ、非常に、今先ほど若干指摘したんですけども、あそこの場合、たしかあの火之神団地と隣接してますよね、公営住宅ですよ。

私の記憶の中では、内鍋清掃センターに行く幹線道路の手前にもあるじゃないですか。

○税務課長（神園信二） 名義人の財産でありますので、放棄された土地、財産というのは、今委員がおっしゃられたところの部分もございまして、市内にも転々と名義の土地はございます。ほかにもございます。

○4番（沖園強） 今回、手数料が例年より100万多いということでの永野委員からの指摘で、今そういったことが判明してきたんですけど、庁内でどういった協議をされてるんですか、あそこは火之神公園の一番のアクセス道に沿っているじゃない、そういった活用法というのは庁議等では確認はされてないんですか。

○税務課長（神園信二） この予算を計上する前段という形で、あそこ土地が相続放棄という形になると、そうしたときに買手等もつかなかったときには今回の予算はこういうことになる、返してもらえなくなるし、税債権を確保できなくなりますということで、市で活用する方法はなかるかという会議は1回、2回だったですか、持たせてもらいました。

○4番（沖園強） どっちみち本市の債権は幾らあるか詳しくは申し上げられないということだったんですけど、相続放棄をされたら、今現時点で残っている滞納分というのは毎年発生するわけですよ、滞納額というのが、援用の関係もあるんですけど時効は5年ですよ、そこまですぐ滞納が発生していくということですよ。

だから、こういう手数料を計上したということを受け止めてるんですけど、これはちょっと前向きに検討されたほうがいいんじゃないですか、虫食い状態になれば大変ですよ、あそこが。今、課長のほうから御答弁があったように、管理もしない、買手がいなければそうなった場合に本市として非常にマイナスになるんじゃないですかね。一応、意見だけ申し上げておきます。

○11番（永野慶一郎） 私が本当に地元というか、近くでですね、周囲も散歩であそこ通るんですよ、直接歩いて通るわけですよ。車でですね、通りながらこう見ている人が多いのかなと思うんですけども、やっぱり歩いていくとですね、なかなか、本当にもう、何とかできないのけと思いつつも歩いているんです。

まあ臭いは以前とすると大分取れているんですけど、ちょっとは臭う日もございますし、観光

道路の途中にっていうのが、以前からそういった声も上がってましたので、国が所有してそのままですね、管理して更地とかしてくれるんだったら全然それでいいんでしょうけど、国は何もしないということでございますので、何らかの形でですね、活用できる策を更地にして芝生を張ってしまえば火之神公園のキャンプ客も増えてきて、入りきれない人たちがまたそこでテントを張ったりとか、そういうテントサイトもできるじゃないかと話を聞いて思ったところなんですけどもいろんな活用策はあると思うんですよ。

今のまんまずっと残っているようじゃ、本当にもう永久に話ですよ。鉄筋なので、そこまですがらって朽ち果てるようなこともないでしょうから、何十年何百年ってこのままだと残っていくような話じゃないかなと思って聞いておりましたけども、何らかの形で整備がされるといいのかなと思って今聞いておりました。

せっかくこういった予算もついて、何か今、話も聞くと前に動き出しそうな感じもしないのではないのですよね、何とかこのチャンス、チャンスって言葉は悪いんでしょうけど、どうにか生かしていただけないかなと、今そういう思いで聞いておりました。これからの子供たちのためにもですね、ぜひ何らかの形で対応していただけないかなと要望しておきます。

○10番（下竹芳郎） さっき、沖園委員とか、永野委員が言っていたように火之神公園に隣接する重要な場所ですけども、相続放棄は今年1月にされたということだけど、何年ぐらい前からああいう状態でありますかね。

○税務課長（神園信二） 建物の状態といえますか、土地建物の状態、養豚をやめた時点を委員は言われているんだと思いますけれども、あそこの農事組合法人も、もう今現在、理事が1人もいなくなって休眠状態であります。

農事組合法人の理事が最後に亡くなったのは平成24年のことで、法人自体も休眠状態になっておりますので、それ以降は全く手をつけられていないのではないかなと、建物もそれ以前だったかも知れませんが、そういう状況です。

○10番（下竹芳郎） 隣接するその場所は、面積はどのくらいあるんですか。

○税務課長（神園信二） あそこの養豚場跡地の敷地面積自体につきましては、3万3,000平米ぐらいであります。

○4番（沖園強） 農事組合法人という新たな法人が上がったんですけど、それはさっきの6者の中に入っているの、債権者に。

○税務課長（神園信二） 農事組合法人は永江養豚でありまして、これは債権者ではなくて債務者になります。債務を抱えております。

今回お願いしました100万円の予算と同時に、この農事組合法人を管理するのは県の農政課になっておりますので、県の農政課のほうにこの農事組合法人をもう一回、今、休眠状態ですので起こしていただいて、農事組合法人が持っている土地というのもありますので、これの精算も同時に進めていきたいということになります。

○4番（沖園強） 農事組合法人は債務者であると、債権者は県になるんですかね。何か補助事業が何か活用されてるんですか。

○税務課長（神園信二） 債権者の主立ったところは保証協会及び民間企業もありますし、金融機関もございます。

○6番（城森史明） この建物含めて3町の土地があるというんですが、現在の価値、簿価っていうか、その辺は大体分かるんですか。

○税務課長（神園信二） 固定資産税をお願いしておりますので、固定資産税の評価ということでは算出は可能だということでございます。ただ、簿価はその法人自体がもうありませんし、相続されている方もいらっしゃいませんので、帳簿自体はどこにも出てこないところです。

○6番（城森史明） 評価額っていうのは概算幾らなんですか。

○税務課長（神園信二） 評価額で言いますと、おおよそ前調査したところでは8,000万円程度になるのではなかろうかという見通しをしております。

○5番（禰占通男） そうすると、うちの滞納ちゅうのはどうなっているんですか、市税の滞納。

○税務課長（神園信二） 今現在、もう相続人もおりませんので、今後、税は発生しますけれども納税していただける方はいらっしゃらないということになります。

○5番（禰占通男） 結局、うちへ滞納があったらその債権者として申請はしたの、債権者団体に入ったの。弁護人が管財人になってるわけでしょ、それに対して債権がある人は抵当権もろもろ、お金を徴収する権利のある方は債権の申請をしないといけんわけでしょ、それに本市は申し込んだのってこと。

○税務課長（神園信二） いわゆる財産管理をする相続財産管理人の選任をしてくださいということで、裁判所をお願いをしないとその弁護士が立たないということになります。

○5番（禰占通男） そうすると、今まだ債権者の確認、募集というのはしてないちゅうこと。

○税務課長（神園信二） 私どもの申出を受けて知覧の裁判所が弁護士に相続財産管理人の選任をしますので、その方が今後当該土地、養豚場跡地に債権を持っている人はいませんかというふうな公告、告示をしていくと、官報等をしていくという手はずです。

そのまず第一歩、今から始めたいということで選任の100万円の予算を私どものほうでお願いしたということです。

○5番（禰占通男） それやったら、本市の滞納分ちゅうのはどうなるの、滞納分は幾らなの。

○税務課長（神園信二） 4番委員の質疑でもお答えしましたけれども、滞納金額の具体的な金額につきましては、申し訳ございませんが御容赦いただきたいと思います。相当大きな滞納額であると、税債権であるということでございます。

○4番（沖園強） 今後の事務の流れっていえばいいのか、どんぐらいの期間が必要なんですか、どういった流れになってくるんでしょうか。

○税務課長（神園信二） 相続財産管理人の選任申立てのための調査というのが私たちも必要になりますので、大体これを7月頃までに終われないかなと思っております。

相続財産管理人の選任の申立てをしてから、実際、相続財産管理人が選任されましたという官報公告、それから相続債権者、受遺者に対する公告、相続人の搜索の公告、それらが全てきれいに済んで相続人の不存在の確定まで10か月以上は要することになりますので、来年の令和4年5月頃にいろんな手続が終わって、それから精算事務が開始されることになります。

○4番（沖園強） 当該地はいろんな変遷があって、あと水路の関係等で当該地を分断するような市道もできたんですね、この期間中に。非常に物議を醸した当該地なんですけど、もう一件、火之神道路との筆界未定もまだあったと私は記憶してるんですが、そこはまだ解消されてないですか。

○税務課長（神園信二） 筆界未定はそのまま残っております。

○4番（沖園強） もう本当、あそこの当該地の場合、市道が真ん中に走っていると、そうですね。そして、市道と市道の間挟まっている土地であると、ましてや火之神公園の幹線道路、そこにも筆界未定があると、私の記憶ではそう記憶しているんですが、間違いはないですか。

○税務課長（神園信二） 委員の御指摘のとおりだと承知しております。

○4番（沖園強） 今後どういった、来年以降の問題になっていくんでしょうけど、解決するのかがどうか分かりませんが、その間もずっと今の状況で放置されるんだろうなと今想像しているんですが、本当何らかの対策を立てんといかんとじゃないですかね、副市長どういうふうに思うんですかね。

○副市長（小泉智資） 委員がおっしゃるように、当市にとっても火之神公園周辺というのは観光施設あるいは観光客の誘客という点でも非常に大事な地域であります。複雑な債権関係という

ことでなかなか動けなかった部分というのがありますが、今回、相続財産管理人を選任した上で少しでも前に動いていけるように努力したいというふうに考えております。

○6番（城森史明） もし仮に、さっき言った3町歩を8,000万円で市が買うケースになった場合ですね、仮の場合ですね。その場合はその債権、現在持っているうちの市の債権額、その扱いはどうなるんですか。要は債権額を引いて、あと出せばいいという形になるんですか。

○税務課長（神園信二） 仮定のお話ですので、当該土地が8,000万円で売れましたときには、その売却益の中から税債権を市が持っていますので、8,000万円の中から市にいわゆる税債権分だけ配当がされて、例えば残った分は国庫に入っていくことになります。

○6番（城森史明） 本市が8,000万円で買ったときにですよ、そのときどうなるかってこと。

○税務課長（神園信二） 買うときにはあくまでも8,000万円で買うわけですので、8,000万円の支出をする。相続財産管理人に8,000万円を1回納めて、相続財産管理人はその中から市が持っている税債権分に配当する形になります。

残った場合は、言葉は悪いですけども全部国庫に持っていくと、取り上げるということでございます。

○11番（永野慶一郎） その土地の、あくまでも固定資産での評価の金額だと思うんですけども、仮に今後この手続が進んで公売になりましたとか、先ほどの何でしたっけ、任意売買っていう言葉ありましたけれども、仮に公売になったときに民間の方で買手がいるのかなと。

土地だけではなくて建物がございませよ、恐らく今の解体費の、現在はこの世の中の単価からいくと、鉄筋は結構な解体費がかかるというふうにお聞きしているんですよ。先ほど土地の金額を聞いたんですけど、その土地の金額を超えるぐらいの解体費も必要になってくるんじゃないかなって思うんですけども、そういった点も含めてどうなんですかね、民間事業者でそのような今、欲しいというような方たちもいらっしゃるのかどうか、もしそれがなかったら、逆に市として、今城森委員からもありましたけれども、市のほうでその土地とか建物含めて購入というようなのは考えていないのかどうか、お聞かせください。

○税務課長（神園信二） 購入の意思の話は別としまして、副市長と別な答弁としまして、民間の方は公売で虫食い状態で買われるというのは、これはもう公売の結果ですので、公売をして買われるときには止めようはないということです。それをどのような用途に使用しても、私どもは何も言えないということです。

後の購入の意思につきましては、私の立場で何とも申せません。

○11番（永野慶一郎） いずれにせよ、仮に公売になったとして、どこも手を上げる業者がなかったら、また再度、公売って何度も行われるものなんですか、私はそこが分からないもんだから、何度も何度も今回なかったので再度公売にかけますっていうような流れになっていくんですか。

○税務課長（神園信二） 公売でやろうという判断をされたときには、値段の上げ下げの検討をされて、相続財産管理人がもう一回やろうかという判断はあるかもしれませんが、委員の言われるとおり、あそこは建物も抱えている、地中にも基礎等が入っている状態で購入者がいるのかなというのは、御心配されるのは確かるところだろうとっております。

今回、公売なり、売払いが成立しなかった場合は、この相続財産管理人の選任の申立てというのは、その債権を持っている人しかできませんので、税債権なり、抵当権をあそこに持っている人しかできませんので、一般の方があの土地が欲しいなとって、相続財産管理人を選任してくださいという申立てはできません。あと設定された抵当権等の様子を見ると、本市が申し立てるぐらいが精いっぱいじゃないのかなと、ほかの人たちも申立てはしないんじゃないかなということ私どもは動いているわけですので、今回処分ができなかったら、あのままの状態が、先ほど言ったように管理されずに放置されてしまうんだらうと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 先ほどもちょっと何とかできないんですかってお願いはしたんですけども、もう本当に今回、すごくいいチャンス……金額がどれぐらいかかるか分かりませんが、目先のお金じゃなくて、やっぱりこの先ですね、将来を見据えて20年後、30年後を考えたなら、こんなチャンスはめったにないんじゃないかなと思って聞いておりました。

副市長に最後にお願いですけども、何とか前向きに、庁内でそこら辺のところを検討していただくように、ぜひここはですね、強く私はお願いをしておきます。皆さんでしっかりと語っていただくように、市長のほうにもしっかりとですね、今日のここであったことをお伝えして、真剣に考えていただきたいと思います。お願いしときます。

○副市長（小泉智資） 委員の皆様方からいろいろ貴重な意見を頂戴しました。

ここの土地問題につきましては、確かにその土地の費用だけではなくて、現存している建物の解体費が、先ほど話にも出ましたがかなり巨額な金額になります。

もし市として、そこを活用ということになると、その費用も含めまして全体で考えていけない問題かと認識しておりますが、先ほど申しましたように本市観光拠点としての火之神公園に隣接する場所でもありますので、市としても庁内でこの問題に関しましてはしっかりと話をしていきたいと考えております。

○4番（沖園強） 最後に教えていただきたいんですけど、相続財産管理人が任意売買にしても、公売にしてもされるときには、例えば建物解体費と、また土地の固定資産評価額ですかね、そういったものと相殺したような形になっていくもんなんですか、どんなもんなんですか。

○税務課長（神園信二） 私ども税務課が公売をするときでも土地の価格、建物がある場合には、土地の価格から建物除却費を除いて公売価格を設定するのが一般的なところではございます。そういうところで考慮されると考えます。

○6番（城森史明） あそこはですね、例えばかつおぶし製造業の人たちが景気がよければあそこを購入しようという可能性はあると思うんですが、そのときにその辺の可能性、県立自然公園の近くですから工場が建てられるのかという問題もありますが、かつおぶし製造業が可能性はあると思うんだよね、その辺のところはどうなんですかね。

それともう一つ、そのときに企業誘致補助がありますよね。ということは、その民間業者と市が合体して支払うということになるんで、その辺の可能性としてはどうなんですか。それも仮の話で、かつおぶし製造業者が可能性があるということで仮に買ったとしたときに。

○企画調整課参事（堂原耕一） 私のほうからは、今お尋ねがあった中で、企業誘致促進補助金のことについてですが、企業誘致促進補助金は、枕崎市に外部から進出してきた企業で土地を取得して、工場を建てて、操業を開始した企業に対しまして、一定の要件、11人以上の地元の雇用、そして投資額に応じた補助金を交付するものでございます。

今のところ、その要件に当てはまれば対象になるというところぐらいしか、企業誘致促進補助金についてはお答えしかねるところなのかなと考えております。

○4番（沖園強） 相続財産管理人に委ねて、その債権者以外に売買なり、公売ということは考えられるんですか。

○税務課長（神園信二） 公売は広くしますので、債権を持ってない人も公売の広告を見て参加するということが可能性的にはあり得ると思います。

相続財産管理人の弁護士が任意売買の相談をしたら、まずは債権も持っている方、先ほど申し上げましたけれども、保証協会とか銀行というところが、それじゃあ全体を買うのかという話もあります。部分的にも買うのかという話もあります。

全筆に債権を持つのは市ということで、市は引き取る気はありませんかというお話は、場合によってはあるのかなとは想像はしますけれども、想像の域でしかないところです。

○6番（城森史明） 火之神の県立自然公園の近くということで、そういう工場的な制限はある

んですか。

○企画調整課長（東中川徹） 担当課がおりませんが、いろいろ都市計画の用途地域であったり、あと公園の関係等があるとは思いますが、今ここで答えられる者がいませんので申し訳ございません。

○13番（清水和弘） 衛生費の分ですけどね、10ページの35番なんですけど、南薩地区衛生管理組合負担金と出とるんですけどね、この下に米印で地域振興策費負担金となつとるんですけどね、この1,980万について詳しく説明してほしいんですけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、お尋ねの地域振興策費についてお答えいたします。

この地域振興策費につきましては、新たに建設する南薩地区新クリーンセンターの地元3集落から出された要望書、これに基づく費用になっております。この地域振興策費については、積算可能な高橋振興会から出された要望事項の総額の見積額5,838万7,600円を踏まえて、1世帯当たりの助成額45万円として高橋振興会については5,805万円、45万円掛ける129世帯分となっております。堀川自治会については630万円、45万円掛ける14世帯、上ノ山自治会は1,485万円、45万円掛ける33世帯で、地域振興策に係る負担金総額は7,920万円となっております。

この負担金総額7,920万円を構成4市で4分の1ずつの負担ということで、構成各市の負担が1,980万円ということで今回提案をしているところでございます。

○13番（清水和弘） 昔のことを言うたらあれなんですけどね、この内鍋清掃センターができるときなんですけどね、私はこのときの負担金、構成市で道路等いろいろ負担したのかどうか、この辺が分かるものがあれば教えていただきたい。

○市民生活課参事（日渡輝明） 内鍋清掃センターの建設に際しまして、平成6年の栗野地区との覚書で、栗野集落運動場建設に係る費用として負担をした経緯がございます。

この内容につきましては、枕崎市、当時の坊津町の責任において栗野公民館に運動場を建設することが確約されておりました。このことによりまして、特別分担金2,500万円が当時の枕崎地区衛生管理組合、平成6年度当初予算に計上されまして、塵芥償却費補助の補助補填及び賠償金で執行されております。特別分担金の2,500万円につきましては、均等割4、人口割6で、枕崎市が1,746万8,000円、坊津町が753万2,000円で負担を行った経緯がございます。

○13番（清水和弘） 今回の新しいこの新広域ごみ処理場の件についてですよ、いろんな問題点が私は含まれとると思うんですよ。

そういうことで、この協議会の中でですね、どういう話し合いが行われたのか、私はそれを知りたくて管理組合のほうに情報開示請求もしたんですけど、南さつま市の条例にのっとってできないって言われたわけなんですよね。これはちょっとおかしいじゃないかと思うんですよ。組合の構成市は4市でやってるわけですから、なぜ南さつま市の条例がそこで言われるのか。

これについて、私はそういうのがあるんだから、我々としても質疑したくてもできない。だから、私が思うにこの協議会の中でそういう負担金とかいろいろありますよ。本市の市長は協議会の中でどのようなことを述べて、こういう形になったのか、その辺を私は知りたいんですよ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 地域振興策に対する議案として協議会のほうに出されておりますのが、令和2年2月4日、令和2年12月15日、この2回の協議会のほうに諮られております。地域振興策に対する負担割合を協議決定したのが12月15日でございます。

この中で、結果として4市均等に4分の1ずつの負担ということで整理はされたところですが、この中で市長としましては、今回の地域振興策に係る負担についてはイニシャルコストに係る経費ではないかということで、均等割3、人口割7でお願いしたいと協議会のほうで申し述べたところでございます。

○6番（城森史明） 内鍋清掃センターの状況は分かったんですが、もう一つ参考にされたし尿センターですか、その例を参考で示しましたよね。このし尿センターの配分額はどういうふう

なったんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回の地域振興策を協議する中で、負担割合等についてはアクアセンター万之瀬に関わる地域振興策について整理がされました。アクアセンター万之瀬建設に係る地域振興策環境整備事業として、事業は平成26年に実施をされております。

この事業としまして、地域振興策として市道ねりんピックロードの健康器具の設置、歩道、区分ライン整備や市道の設計委託、市道のコンクリート舗装の2,050万円ということで、このときは南さつま市を除く3市で均等に負担をした経緯がございます。

このような経緯を踏まえまして、今回の新クリーンセンターの地域振興策についても構成市が均等に負担をするという形で整理がされました。

○6番（城森史明） そうすると、内鍋の場合は均等割4、人口割6、万之瀬の場合は均等割ということですよ。ということは、それで均等割ちなるのがおかしいわけですよ、はっきり言って。ある程度人口割も入れてですよ、アクアセンターと内鍋を考えたときには、そういうことになりますよね。なぜその均等割ということになるのか、アクアセンター万之瀬の分を参考にしたんですか、今回は内鍋のケースは参考にされなかったんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回の地域振興策の負担割合等については、アクアセンター万之瀬の建設時に係る負担方法が参考とされています。

先ほども申し上げましたとおり、市長としましては、当然に均等割、人口割を採用してほしいと協議会の中でお話をしたところがございますが、他の市長の了解といいますか、そういったものが得られずに、均等で負担すべきものという結論となったところがございます。

○4番（沖園強） 当然、公表されて本市の議会控室等にも閲覧形式であるんですけど、衛生管理組合議会の会議録、平成26年第1回会議録は確認されていますか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 平成26年の資料等についても確認をいたしました。市長も事前に内容等を確認されまして協議会へ臨んだところがございます。

○4番（沖園強） 確認しておれば、なぜ今回は均等割になったのかというふうに私、疑義に思ってるんですけど、会議録を見た中で、私が全部読むわけにいかんですから要約いたします。

当時の組合議会議員であった立石委員がいろいろ御質疑されているんですよ、一般質問のかな。本坊管理者は地元要望28項目を整理した結果であると、アクアセンターの場合ですよ。南さつま市は、3市、枕崎市、日置市、南九州市の4倍、5倍の事業費である、理解してほしい。そういったことで具体的な総事業費については控えさせていただきますという答弁なんです。

そうすると、その後に再質問に対して事務局長のほうは、先ほど出た河川敷のランニングロード、自転車道路など28項目に上がったと、ここは一致してますよね。その総事業費を積算したところ1億2,200万くらいであったと。そして、南さつま市の財産であることから、南さつま市と協議した結果、これは実際は幹事会、協議会で指摘され、検討、修正されたものなんですけど、大体2,000万くらいの範囲であれば3市が理解できるだろうと議事録に載ってるんですよ、それが。3市が2,000万くらいを負担してくれれば理解できるだろうと。

1億2,200万から2,000万に絞り込んでいるんですよ。そのときに、立石議員の質疑の中には、なぜ南さつま市を除いた3市だけが平等割なのかということから御質疑に入っているんですけど、その2,000万が算出根拠になって3施設について絞り込んで提案したんだと、施設周辺環境整備負担金1,950万円としたと、それを650万ずつ均等で割りました。均等割じゃないんですよ、1億2,200万が2,000万程度に絞り込まれて、その1,950万を3市で割った各市が650万、それを均等割ちは言わんでしょね、でしょう。

そうすると、今回、算出根拠は先ほど高橋地区の要望に5,800万ほど上がったということで、それを割ったところ1世帯当たり45万になったと、それが均等割りだと。各公民館の世帯数でそれぞれ割り振ったと。全然違いますよ、アクアセンターと今回の均等割は。

では、そこでお尋ねしますが、その高橋地区の要望事項5,800万なるものは何と何からきているんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） まず、この提出された地域振興策については、南薩地区衛生管理組合で実施する事業、南さつま市が単独で実施する事業ということで区分の整理は行ったところでございます。

南薩地区衛生管理組合が負担するものとして、その算出根拠となった高橋振興会の要望としましては、防災無線費、公民館建設費でございます。

防災無線費につきましては、事業費総体が614万4,600円でございます。このうち、南さつま市が75%の460万8,000円の負担となっております。衛生管理組合としましては、防災無線費に対する事業費153万6,600円でございます。

続いて公民館建設費になりますが、建設工事費は5,685万1,000円でございます。建設費の内訳としましては、既存建物の解体費245平米分ありまして、この単価としまして平米当たり1万1,000円で269万5,000円、新築工事費としまして新たに198平米、平米単価26万3,000円で事業費として5,207万4,000円、設計費としまして208万2,960円、公民館建設費については5,685万1,000円で、防災無線費、公民館建設費合わせた要望額が5,838万7,600円と算出されました。

この金額を基に高橋振興会の世帯数129戸で割りまして、1世帯当たりの助成額45万円が算出されたところです。

○委員長（眞茅弘美） 質疑の途中ですが、12時になりましたので、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時7分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○4番（沖園強） 休憩で質疑の腰を折られているんですけど、午前中のいろんな御説明をお伺いしたところ高橋振興会の5,800万円から45万円の負担金が均等割になったというような説明で終わったんですけど、午前中は防災行政無線の整備は南さつま市が75%、組合が25%という負担割合だったですよと、そうすると自治公民館の解体費、新築費、合わせて5,685万1,000円、その部分については、なぜそういった南さつま市の負担割合はなくて全額、算出根拠になっていたんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） まず、防災無線機の整備については、防災無線機と集落放送機の2つの機能を併せ持つということから、南さつま市自治会無線放送施設整備補助金交付要綱に基づいて4分の3を負担するというところで話がされたところです。

○4番（沖園強） いや、私は、それは説明があったから分かってますけど、なぜ自治公民館の建設費についてはそういう分担割合はなかったのかと、負担割合はお尋ねしているんです。

○市民生活課参事（日渡輝明） この3集落から提出された地域振興策を協議する中では、公民館整備等に係る部分の南さつま市負担のところは話がされなかったところでございます。

○4番（沖園強） 結局、防災無線部分の負担割合というのは、若干南さつま市の補助金要綱等でそういう算出がなされた、そこは分かるんですよね。そうすると、公民館建設事業費、南さつま市には南さつま市としての固有事務としての補助金要綱はないの。

○市民生活課参事（日渡輝明） 南さつま市のほうでは自治会再編ハード事業補助金交付要綱に基づく措置がございます。

○4番（沖園強） 自治会再編ハード事業補助金交付要綱、それは自治公民館の改修費、新築、増改築、3分の2補助というのはあるんですよね、それは把握しているんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） まず、この地域振興策を協議する中で南さつま市の自治会再編ハード事業補助金交付要綱、こういったものについて特段の情報提供もありませんで、構成市の

幹事自体についてもそういった要綱自体も把握していなかったということから、幹事会での議論もされていないというところがございます。

○4番（沖園強） ちょっとそこは問題ですね、例えば南さつま市の自治会再編ハード事業、これより別にも自治会再編をしていない公民館にも公民館建設には補助金要綱があるんですよね、そのハード事業で高橋振興会は高橋1、高橋2と牟田城ちゅうんですかね、そこが高橋1組という自治会組織があるんですよ、高橋3、高橋4で高橋2組が再編されたと、その2つの再編された自治会は振興会の中の自治会は平成24年4月1日再編されて再編後の自治会の補助金を受けているんですよ、そこは把握されておったんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、4番委員が言われたことに関しまして、把握はしておりませんでした。

○4番（沖園強） ますます、この45万円の1公民館、3つの公民館に対する算出根拠は高橋地区の公民館建設費、そして75%、25%割合の防災無線のそこは根拠になると、ただ公民館建設費についてはそういう補助、南さつま市の固有事務としての補助金要綱等も考慮されていないと、こう認識してよろしいでしょうか。

○9番（立石幸徳） 私は組合議員でもありますし、枕崎市議会で聞けること聞けないこと、ちゃんとわきまえてお尋ねをしますけど、あるいはいろいろな枕崎市議会内でのやり取りが逆に誤解を生み出すような答弁ちゅうのも組合議員として看過できない部分もありますのでね、午前中から衛生管理組合、また南さつま市を含めて地元3地区との覚書、まだ締結はしていないと思いますが、私はたまたま覚書の案というものをですね、手に入れておりますので、判断に誤解が生じないようにあえて申し上げますけど、その今度の新クリーンセンターの地域貢献策は午前中から出た高橋地区の公民館建設と、それから防災無線放送の整備費、これだけじゃないわけですよ。

覚書案にきっちり出されているのは、例えばこれはもう覚書の案に入れている貢献策ですからね、地域の。道路整備が4つあるんですよ、高橋東線、玉手線、尾下高橋線、高橋長崎線、この4つの道路の市道131号の改修あるいは市道230号線のガードレール補修、市道24号の改修、市道128号の避難路改修、これは道路整備ですね。

また、その排水路整備ちゅうのが3つあって、まあ書いてあるけどこれ長々と申しません。これらも覚書の第1条地域振興策の（2）にですよ、乙はつまり南さつま市は別表1に掲げる道路整備及び排水路整備を行うと、これは覚書の案ですからね。この道路整備あるいは排水路整備を金銭に換価といいましょうか、予算上上げた場合に幾らになってくるのか。

つまり、私は初日本会議でも申し上げましたけれども、この覚書案、覚書にもうほとんどを確定すると思うんですけども、非常に三者がごちゃ混ぜになってな、つまり衛生管理組合と南さつま市と地元の自治会あるいは振興会と、三者並べて覚書ちゅうことになるから衛生管理組合としてはどこをどう見れば非常に、いいのか。私は厳密に言うと別個に覚書を交わすべきだと思いますよ、管理組合と地元、南さつま市と地元とやるんならですね、これは3つ一緒になって覚書ということで出てくるもんだから、そして管理組合議会ではこんな資料ははっきり言ってとてもじゃないけど手に入れることはできません。

私はたまたまこれを、資料は私のほうに、私が目を皿のようにして探したんじゃないで偶然飛び込んできた資料でしてね、そういうものを踏まえて枕崎市議会があるいは枕崎市がですよ、この今度のクリーンセンターの地元振興策ちゅうのをどう判断するかと。

そこで、私は今日の開会冒頭申し上げたように、協議会であるいは協議会以前の幹事会でこの辺のものを含めた本当にこう真剣——真剣ではないとは言いませんけども、もう細かいところまでしっかりと協議されているのかいないのかな、それを知るためにはやはり市長に出席していただいでですよ。そして、今後のこともありますのでね、取りあえず私は今朝ほど13番委員が言われたように市長に出席をいただいて、また確認し、そして我が枕崎市議会の予算に対する態度

をしっかりと判断させてもらいたいと思いますので市長の出席を要求したいと思います。

○委員長（眞茅弘美） ただいま南薩地区衛生管理組合負担金の件につきまして、委員会に市長の出席を求めたいとの発言がありました。

お諮りいたします。

南薩地区衛生管理組合負担金の件について、委員会に市長の出席を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま委員会に市長の出席を求めることに決定いたしました。議長のほうで市長の出席要求についてお取り計らいください。

○議長（中原重信） それでは、当局に南薩地区衛生管理組合負担金の件について市長の出席を求めますがよろしいでしょうか。

○総務課長（本田親行） ただいまから市長の業務等を確認してまいります。

○委員長（眞茅弘美） それでは市長が出席するまで暫時休憩いたします。

午後 1 時 21 分 休憩

午後 1 時 25 分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

市長への質疑を優先して行うことといたします。また、質疑は簡潔にお願いします。

それでは市長に対する質疑はありませんか。

○9番（立石幸徳） 市長におかれましては、本当に突然の委員会への出席、本当に感謝申し上げます。案件としましては、初日本会議以来いろいろ広域行政の中での枕崎市の対応をどうあるべきかちゅうのが非常に現在は、何ていんでしょうか、枕崎市がいろんな形で不利な状況を、そういう具合になっている中で今後のことも含めてですね、どう広域行政の中で近隣市と連携していくかと、このことが大きなテーマですのでひとつよろしくお話ししたいと思います。

これまでの経過については、午前中も担当参事のほうからこの間の組合議会前の多分 2 月 15 日の協議会じゃなかったかと思うんですけども我々組合議会は 2 月 25 日が開会でしたので、10 日前の協議会で現在出されている令和 3 年度の本市の当初予算、その中の衛生費、地域振興策ですね、クリーンセンターのこれについて市長自身は、担当参事のほうはイニシャルコストについては均等割 3、人口割 7 という発言を協議会の中ではしておりますということを私どもも説明を受けました。

ただですね、今度クリーンセンターを含め、南薩 4 市のごみ処理をどういう形でしていくかちゅう中で、また当面っていんでしょうか、出てくる私は大きな課題だと思うんですが、現在の内鍋清掃センターのごみ焼却施設、内鍋の今の清掃センターを解体するという大きな、またこれが多額の経費が予想されるわけですね。

これについては、平成 27 年 2 月 9 日のこの新しい南薩クリーンセンターを南薩 4 市で取り組もうという覚書、平成 27 年 2 月 9 日の覚書の第 3 条第 4 項にですね、既設ごみ処理施設の解体費ということがきちっと定めてあるんですね、そこにはどう書いてあるかと、それは建設をしたそれぞれの市及び構成市において協議する、私なりにかいつまんで言うと、今の内鍋清掃センターを造ったところ当時枕崎市、それから今朝ほども出た旧坊津町、旧知覧町、1 市 2 町で造ったわけですよ。

そして、構成市において協議するちゅうんですけども、この文言の覚書からいくと私は先般の組合議会でも読みましたが日置市は外れると思うんですね、日置市に負担を求めるちゅうことにはならないだろうと、あと旧坊津町が今南さつま市、旧知覧町は現在南九州市ですが、この 3 市

で内鍋清掃センター、多分あれ50億を超える建設費でしたから解体費が幾らになるのか、きちっと見積りもそのうち出てくるんでしょうけれども、私は億単位の相当額の解体費になると思うんです。

そこでですね、いずれにしても協議会という場合にですね、これまでの轍を踏むようなことがあってはならんと考えるもんですから、そういうことも含めてですね、ちょっと数年後の解体ですけど、そういうところは私は枕崎市民の理解が得られないような対応あるいは市民に不利益をもたらすような対応があってはならんと考えるんですよ。

そういうこともあるんで協議会に臨むに当たって、まず市長のこれまでの協議会あるいは今後の協議会に当たってですね、どういう考えを持って臨むつもりなのか、その辺からお聞かせください。

○市長（前田祝成） 今、立石委員からありましたけれども、平成27年2月9日付の解体についての覚書、取り交わしですね、これにつきましては、その存在は分かっておりますし、ただ今回の内鍋についての具体的な協議をまだしているわけではございません、当然。

協議会に対する臨み方っていう部分でいいますと、やはりこれまでの流れも当然ありますでしょうし、その中での枕崎市の立ち位置というのも当然あります。その中で新しい新クリーンセンターの運営費につきましても、建設費につきましても協議会の場では枕崎市としての立場は主張しております。

ただ、なかなかそれがまだ我々、私が主張することが全て受け入れられているわけではなくて、何らかの妥協をしないといけないというような状況もございます。特に今回の新クリーンセンターの建設に係る、この間の造成地に係る指名競争入札の件であるとか、あるいは今回のこの地域貢献策の負担割合の件であるとか、その辺りについては、実際のところその幹事会の協議あるいは協議会での意思決定というのが、非常に議論が深くないと思っております、そこについて、当然、私のほうで先日の2月15日の協議会の中で強く申入れをしております。

そこで申し上げましたのは、とにかく幹事会の場が協議の場になってなくて、どちらかというところと組合と当事者との交渉の結果報告の場になってしまっていて、それが私としては不満であると。

そして、協議会についても幹事会で決まったことを協議会に持ってきて、その場で全てをその1回の協議会の中で決定していくような状況については、もう少し組合の議論の在り方として、その結果管理ではなくて、プロセスをしっかり管理してくれということをして2月15日の協議会の中で強く申入れをさせていただいております。

今回の件につきましては、組合側の説明としてはいろんなコロナ禍の中でスケジュールの変更があったり、タイトなスケジュールの中で地域貢献策に関しても自治会との協議を進めているとか、そういう事情はありながらもやはりそこは構成市のそれぞれの考え方をしっかり受け止めるといいますか、議論する時間が必要であるということは強く申し入れております。

そして、新クリーンセンターの建設費の負担割合につきましても、そして今後新クリーンセンターが運用された後の割合についても、これも昨年でしたかね、一般質問でもお答えしたかと思うんですけども、今のところはこれまでに倣って人口割あるいは均等割ということで同じような流れになっていますが、特にランニングコストの分については、やはり運営していく中でそこに均等割を入れるのは問題ではないかということも、もう常々申し上げております。そこはもう、言い続けるしかないなと私としては考えておまして、機会があるごとに、協議会のたびにそこについては話をさせていただくことにしています。

ですから、これから令和6年9月までの間にそれなりの時間もありますし、その中でやはり枕崎市としての立場というのは、しっかり言い続けていくということはやろうと思っております。

そういうことで、枕崎市民の負担という部分をできるだけ軽減していきながら、そして4市の一部事務組合としての、広域としての在り方というのは、やはり正論といいますか、主張をしつ

かりしていきながら、そして4市でお互いが一番いい形で運営できるようにということについては努力していきたいと考えているところです。

ただ、なかなか今回の件に関しましても、その地域振興策の負担割合についても、そして先般の入札の検討についても、なかなか我々の主張がまだまだ受け入れられないというような状況は感じているところでございます。

○4番（沖園強） 政治は結果論ですがね。そんな努力をされていないとは言いませんよ、努力されていると思います。枕崎の立場で、市長は市長でいろいろ協議に臨んでいると、それは否定はしません。結果的に今回こういった予算を見れば、枕崎市民に不利益になることですがね。

そこを我々は審査しているだけのことであって、その結果を我々が受け入れるかどうかは議員の皆さんの判断なんですけど、こういった結果を枕崎市議会に報告するちゅうことは、今市長から幹事会、協議会が形骸化している結果報告の会になっているようになって言われるんですけど、なぜ枕崎市に持ち帰らなかったのか。

こういったものを持ち帰って枕崎市で協議して、枕崎市民に不利益がないようにするためにはどういったプロセスでそういった協議会、幹事会に臨むべきかちゅうのは、市長、副市長、担当課の責任じゃないですか。そんな言い訳はいかんですよ、こういった場で人に責任を転嫁するようなことでは。

○市長（前田祝成） 持ち帰るといのは、具体的にどういうことでしょうか。

○4番（沖園強） 例えばですよ、組合の事務局から議案が幹事会のほうに上げてくるわけでしょう。幹事会の中で協議をして、それが今市長が言われているように結果報告になっているような幹事会に終わっていると。そういうことを市長自身が言われるわけですから、私は協議会等では主張はしているんだと言っているけど、それが皆さんに理解できないのかどうか知らんけど、その場で枕崎市民に不利益が生じる懸念があるのに、それを幹事会で整理ができないで協議会に上がってくると。

その幹事会で枕崎市として不満があるんであれば、枕崎市も協議なりそこでプロセスとしてですよ、調整すべきだと。それをまた、差し戻せばいいんですよ。私はその言い訳は聞きたくないですよ。

○市長（前田祝成） 枕崎市内での協議の仕方に問題があるということでしょうか。

○4番（沖園強） さっきから言うように結果ですよ、結果、政治は結果。そうすると、今度決まったこと、均等割で約2,000万ずつですよ、4市が負担するっていうんだけど、その根拠が全然我々には理解できないような、根拠が示されないから今申しているんですよ。

アクアセンターのとき、どんな負担割合だったのかということのも会議録等で察しできますので、そういった協議もされていないなどと思わざるを得ないじゃないですか、枕崎市として。

○9番（立石幸徳） 関連すると思いますので、私も、ちょっと切り口は違いますけど、質疑をいたします。

今の問題点と大体重なるんですけど、要は南さつま市、日置市、南九州市、枕崎市なんですけど、この南薩4市のそれぞれの、それこそ市長が言われた立ち位置、これをきちっと見据えたときに、南さつま市と日置市ははっきり言って切っても切れない絆になっているわけですね。

だって、日置市は南さつま市に、ごみ、し尿の関係で頭を下げてうちを南薩に入れてくれという形で入ってきたわけですから、私はこれは何を根拠にしているかということ、日置市の議員の皆さんは、うちの市長は南さつま市の市長には頭が上がらないんですよち平場では言いますよ。

そのことを見据えてですね、枕崎市長がいろいろと発言したと言っても、あと最終的に協議会内で表決なんか云々ちする場合には、南九州市がどっちに手を挙げるかしかないわけですよ、簡単に言いますとね。

それで、今後も言い続けていくっていうことであれば、まず南九州市と、私は初日本会議にも

使った戦略上ですね、しっかりしたやっぱり意思疎通をして、いろんな負担割合についてもこれからのいろんな対応策についても意思を深めるべきだと思います。そうでないと、市長が幾ら言い続けていったって、南九州市が同調してくれないことには枕崎にとっていい形の答えというのは出にくいと思いますよ。

そういったことを含めてな、まずその協議会、その前の幹事会、そういう中でいろんな政策にどう対応していくか、この広域連携という非常に一応形としては外から見ると有効的で非常にいい形に見えますが、内輪では各市が地域エゴでもって、簡単に言うと熾烈な自分たちのメリット・デメリットを論じているようなことになってんじゃないかと思いますよ。

これも済んだことですが、万之瀬のし尿センターのときの地域貢献策も、私組合議会でも初日にも言いましたように、きちっと発言してこんなのおかしいと。南さつま市の市道整備に枕崎市に負担をさせるというのはどういうことでしょうかと言ったにしてもですよ、そして帰ってきて、我が市の幹部の皆さんに何で皆さんはああいう政策に協議会で同調したのと言ったら、いやうちは反対したんですけど、日置市長がこれで最後だっとうち、その一言で決まったち言ってましたよ。そういうことを今度もまた繰り返しているような状況です。

この間の組合議会でも、枕崎市議会の組合議員の上迫議員がこの地域貢献策について聞いたら、現在の副管理者が、前回の万之瀬の例を参考にして出しておりますと組合議会でも答弁してるわけですから。前回の万之瀬の例って言ったって、枕崎市は反対してるんですよ。そんなことを2度繰り返しているわけですからね。

ですから、そういう意味で再度ですね、市長に協議会に臨むに当たっての、言い続けるのは枕崎のために言い続けて欲しいけど、答えを出すためにどうしなきゃならないかという点です、もう一步踏み込んだ考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長（前田祝成） 組合議会の件についても、私は組合議会が終わった後の協議会等にまだ出ておりませんので、まだ申し上げておりません。私は組合議会は傍聴していませんが、報告を受ける限りでは地域貢献策についての答弁についても不足があると実は思っています、万之瀬のアクアセンターに倣って今回もしましたよっていう答弁では、答弁が足りないと思っています。

そこにはしっかりと今回の負担の内容をもう少し話を、説明を深くして、その上で最終的に均等割にしたという判断については、万之瀬の負担割合のところを生かしていますけれども、決してその計算根拠であるところが万之瀬のアクアセンターのときの環境整備事業と今回の地域貢献策の計算根拠は全く違うと認識していますし、そういう説明を受けておりますので、そこは全てが万之瀬と同じだったという答弁は、私はそれは足りないと思っています。それは、私は次の協議会の機会、ないしは何らかの形で、その話をしたいなど、組合の中の構成市としてしっかり話をしたいなと思っていますところですよ。

今後、やっぱりどういうふうにして枕崎の立場をしっかりと主張できる状況にしていくかという部分については、今おっしゃられたほかの残りの3市との力関係であるとか、今までの流れであるとかってというのは議員のほうからありましたけれども、その辺りをしっかりと、したたかにといますか、計算しながらやっていきたいと思っています。

○13番（清水和弘） 私は話を聞いてですね、市長も幹事会、協議会なりでいろいろ発言したけど、取り入れてもらえなかったみたいな話だったですよ。

そういう一生懸命した結果を出そうとするならですよ、市議会の議員のほうに話を持ってきて、そこで話し合おうとする考えはなかったんですか。

○4番（沖園強） 市議会というよりも執行権と議決権の関係がありますので、それは議会には相談せんでもいいんでしょうけど、要は執行権の中でどういった判断が下されてこういった結果になったのかと、そこが一番問題なんです。

今さっき市長は結果論と言われるんですけど、我々は、組合議会でも負担割合はもう議決されま

したよとその結果論を各市議会に提案してくると。市議会があってもなくてもいいような感じですがね。

そのプロセスは若干、だけど執行権は執行権だからそこまでは言及しないですけど、その前に我々に議案として提案する以上は説得力のあるですね、説明ができるような積算根拠というものは持ってこないと、我々は審査のしようもないですよ、はっきり言って。

そういったものが感じられないから今ちょっと強く言っているんですけど、積算根拠は全然根拠になってないもん、聞いた感じでは。

市長はここにおられても我々の審査の邪魔になりますから、もう退席されても私はいいと思っています。

○5番（禰占通男） 今、市長もおっしゃられましたが、万之瀬の場合は環境とかそれに対しての本市の出し分。今回の場合は、自治公民館に対しての防災無線を地域振興策として参事からも説明が再三あるんですけど、私としての考えは、南さつま市が自分のところに誘致するわけですから、地域住民に対する政策というのは誘致自治体がするべきだと私は頭から思っています。

それに対して、今回焼却場を造るのに枕崎市も候補地を出した。そして、高橋に決まるその中で、我々議員も視察に行く人はどうぞということで、マイクロバスで連れていってもらいました。

その中で出るのは、我々の質問が足りなかったか分からないけど、工場の近くに緑地、グラウンド等を造って、皆さんが使っていますと。そういうものは公共的なもので誰でも使える。

だけど、自治公民館、防災無線の受信ってそういうものは、ただその地域住民に限られたものでしょう。そしたら、枕崎市の市民が何でそこにお金出すのちことに私はなると思うんですよ。

だったら、公共施設というものを、箱物を造ると後で維持管費にお金がかかるから一番今は公園がいいんだろうけど、やはりそういったものをやるんだったら私は反対しませんよ。

今回の場合は、何で南さつま市が自分の住民のための公民館を造る、防災無線整備をするといったら何か論点がずれていると思うんです。

だから、今市長も言いましたように、万之瀬とは違うという感じで答弁されたと思うんですけど、やはりそこを今4番委員も言いますけど、市民が納得する内容のものでないといかんと思う。

ただ2,000万かもしれませんよ。先ほど9番からも言われたように解体とかいろんなものがかかってきますよ。今回枕崎が反対したら、お前たちが反対したんだから俺なんか解体にはお金出さんよと。だって、この覚書には南さつま市というのは載ってないんだもん。

栗野地区は建設に関わったから、頭割りしてくるでしょう。単純に考えたらそうなりますよ。

50億で造ったものを1割かかったとして5億ですよ、解体料に。そういった大きなお金が今後必要になってくるわけだから、十分にこの我々あまり知らないものでも、市民に対してどうだったのちことに対して説明ができるような案にしてもらいたい。それが私の意見です。

○9番（立石幸徳） 財政課長にちょっと教えてほしいんですが、このごみ焼却施設の解体に当たっては、補助金、交付金は何か出るようになっているんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 一般的な話で申し上げますと、そこにある施設を解体しないと新しい施設が建設できない場合には、解体費用も補助対象になるかと考えます。

○9番（立石幸徳） 今回は、そこにある施設を解体して新しく造るちゅうんじゃないわけでしょう。ないわけですから、具体的に内鍋清掃センター解体に当たっては、補助金、交付金は希望できるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） ごみ処理施設の交付金事情をあまり存じておりませんが、一般的には先ほど私が申し上げました理由以外の場合には、解体に補助金が充当できる場合はないと考えております。

○4番（沖園強） 先ほど9番委員からあったように平成27年2月9日の覚書を見た限りでは、解体費については建設したそれぞれの市及び構成市において協議するという事ですから、協議

していくものとは思いますが。そこでストックヤードを解体して建設した場合には、それには補助金はあるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 旧内鍋清掃センターの解体の際には、現在のストックヤードを建設するというので、補助金等の適用があったようでございます。そのストックヤードにつきましては、今後枕崎市が中継施設として活用する予定でございます。

○4番（沖園強） この覚書の第4条でいけば、資源ごみの処理方法等の施設整備方針は幹事会及び作業部会で協議、検討するという事なんですけど、現在は幹事会等でその作業部会というのが設置されてるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、お話にありました作業部会ですが、記録によりますと32回程度協議がされました。令和元年7月頃まで作業部会として協議を行った経緯はございます。現在のところ、作業部会としての協議等は行われていないところでございます。

○4番（沖園強） 現在、作業部会等は幹事会と一緒にあってそういった作業部会の調査とか協議とかはなされていない、作業部会というのはないと。そうすると、予算を伴う幹事会の協議等においては、各市の財政課長も出ると思うんですけど、今も出ているんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 令和2年度におきましても、幹事会の中で財政課長を交えた協議を行った経緯はございます。

○4番（沖園強） 幹事会等に、予算を伴う協議のときは財政課長は各市出ているのか、出ているのか、どうなんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 令和2年度に1回、私行った記憶がございます。ただ、それについては、建設費が多額に上るので4市共同して過疎債の活用について県や国に要望しようという内容だったかと記憶しております。

○4番（沖園強） そもそもその辺から若干今の幹事会、協議会が、言い方は悪いですけど形骸化しているんじゃないかなと、結果論になっていくんだと。

当然、各市の予算を要求するわけですから一番大事な作業ですよ。それに出ないということは、ここで今の審査の段階ではっきりしましたね。あとはまだちょっと審査を深めたいので、市長は公務多忙ですから、よろしいんじゃないですか。

○委員長（眞茅弘美） ほかに市長に対する質疑はございませんか。

○9番（立石幸徳） 質疑というよりですね、要望も含めて、私はちょっと重複するかもしれませんが、今日までのいろんな協議会の中あるいは幹事会も含めて、組合内でのいろんな交渉事、これはいろんな反省材料もたくさんあるというのは私どもは言わざるを得ない。

要は、これからの、特に内鍋清掃センターの解体に当たってですね、また枕崎市が何か非常に分の悪いおかしな負担というようなものだけは、しっかりと腹に据えて取り組んでいただきたい。

というのが、南さつま市はいろいろ言う中でも、何かのたびに今度の新クリーンセンターの用地、敷地は南さつま市が無償で提供しておりますと、そのところだけは非常に力を込めて大きな声で言われますよ。そういうところとのいろんな交渉ですので、ぜひこの解体に当たっての取組は、もう私は早いことはないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

○13番（清水和弘） これまで南薩地区衛生管理組合ではですよ、管理者も南さつま市、議長も南さつま市ですよ。そういうことでは、私は4市の声が反映されにくいと思うんですよ。

管理者を南さつま市にするのはいいとしても、議長は他市から選任したほうが私はいいと思うんですよ。今後、幹事会なり協議会でそういうお願いをしていただきたいんですけど。

○11番（永野慶一郎） 組合議会の議長の選任は、南さつま市の議長がというふうには規約にはうたってなかったですよ。議員の中での互選となっていたような、その中で選任するってなったような気がします。

特にそういった南さつまの議長がというのはなかったような、規約上はなっていると思います。

○4番（沖園強） もう一件、せめて今回、枕崎市の業者が工事請負の中で指名委員会で指名されなかったと。いろんな事情があったんですけど、そういった部分を解消するためには、やっぱり選定委員会ですかね、そういったものには各市から出るようにしていただきたいと。

例によって、南さつま市の選定委員会になっているみたいですから、その辺もはっきりと枕崎市の立場として主張していただきたいと。

そしてまた、各市議長は組合議会議員になっていると思うのよ。その議長会もその辺のすり合わせはちゃんと議長会ではっきりと調整していただきたいと。組合議会も構成も、その辺が今の形骸化につながっているんだなと、結果報告の会になっているんだなと思いますので、議長のほうはその辺はしっかり受け止めて、つなげていただきたいとそういうふうに思います。

○6番（城森史明） 解体の話まで出たわけですが、幹事会における南九州市の市長の発言とか態度というのはどのような感じなんですか、どういふふう感じておられますか。

というのはですね、ここに覚書があって、既設ごみ処理施設の解体費、建設をしたそれぞれの市ということになっているんですね。

私がちよっと思うのは、これはもうエゴで、これを見れば枕崎市が主体となってしたわけですから、非常にお仕着せな感じがするわけですね。それで、1市2町で坊津町と知覧町ですから、南さつま市と南九州市も入るわけですよ。だけど、人口割で見たときには、やはり知覧町、要は南九州市の市長も枕崎市と同調しないとこの協議会での、今3対1ですか、全て南さつま市、日置市、南九州市、そして枕崎市が蚊帳の外って言い方はあれですが、そういう現状になっているときに、やはり南九州とタッグを組む方向に持っていけないと、この解体費についても枕崎だけが負担を強いられてっていいことに見えてくるような気がするんですね。

そして、これは建設をした、それは構成市で協議するってなっているけど、これはそのときはそうだったかもしれんけど、要は新規建設も解体も含めたら、今の4市のね、この広域ごみ処理組合の問題になるわけでしょう。直接的には今後の解体については建設をしたときの組合かもしれんけども、4市の問題で、内鍋を解体してその代替として高橋に造るわけでしょう。そしたら単独のあれじゃないわけですがね。ですから、補助費も当然、代替で建設しているわけですから。旧地を解体したら、当然4市も関わってくる問題ですよ。

ですから、その辺もしっかりして、単独の解体じゃないわけでしょう。広域ごみ処理にとっては、新設があって解体があるわけだから。そしたら補助金も出るんじゃないですかと私は思うんですけど。

その辺のところもしっかり進めてですね、理論的に勝たないと、なかなか、ただ反対、反対だけじゃあ、勝てないと思うんですよ。ですから、その辺はしっかりした形で臨んでほしいと思っています。

○委員長（眞茅弘美） ほかに、市長に対する質疑はございませんか。

○5番（禰占通男） 南薩地区衛生管理組合、前から出ているんだけど事務局がないと、専門の。そうすると、今いろいろ13番委員も議事録が欲しいと言っても出すところがないと。

そういった場合だったらですよ、市長、結局今から何十年も続けていくんだけど、その中に改修いろいろ出てくるでしょうね。そういったときに、やはり1つの市から1人ずつでも出して、臨時でもいいから議会事務局なりつくって、専属を何人か置いて、その事務の負担、そういうのもやっぱり必要じゃないですか。

今、南さつま市、ほかの事務局と兼用して、あまり責任がないような感じですけど、どうなんですか、その組織の在り方自体が。

○市長（前田祝成） 事務局は南さつま市にあって、一部事務組合として構成市からも人を出しています。ですから、その事務組合としての運営の仕方っていうのを広域の組織ですので、当然

構成市があって基本的にはそこではフェアなというか、構成市が4市入っている中でフェアな事務局運営がなされるべきだと思いますし、それがあべき姿だと思います。

それに対して、我々としてもその中でここは違うな、ここはもうちょっとこうすべきじゃないかなっていうのは常に言い続けていかないといけないと思っています。

それを言うのが、私としては協議会の立場でもありますし、それ以外のオフィシャルじゃない部分でも市長とかとは日頃から会いますので、その辺りでもしっかりやりながら一部事務組合の運営がどっから見ても納得できるというか、そういう方向にぜひ進めていきたいと、そういう努力をしていきたいと思っています。

○5番（禰占通男） 関連だけど、この事務組合でいろいろ議員になって、うちからも議長を含めて3人出るんだけど、そういった中でいつも議案書をもらうのも1週間ぐらい前、うちの議会も始まるのに、その前にいつもはあったと思う、前したときは。そういったときに、自分の議案も見らんといかん、そっちのほうも見らんといかんしたら、時間がないですよ、本当に。何を質問すつちかいたら、資料もほとんど出さないし、私の経験からですよ、一部事務組合については。そういったことも、こういう計画だったら改めて資料を出すとか、そこら辺も市長から要望しとってください。

そうすると、また今こういったことが出る、そういうことを議長を含めて委員の方も、ほんならほかの委員でない議員にもこういう状況だということを話してもらわんと、予算書に出た、資料もない、どうしようかって言ったって問合せ先がないんですよ。

今回はたまたま9番委員が覚書なりをもらって、いろいろ私なんか説明できたから内容が分かってきたけど、これがないと分からないですよ。もうあっさり一般会計はもうすんなりいきますよ。

だけど、後からどうのこうのちゅって決まってからはそうも言えないわけですから、今こうして言っているんだけど、うちの議会の改革も必要だろうし、一部事務組合の改革も私は必要だと思いますので、市長には要望をしときます。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——なければ、市長に対する質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時22分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

引き続き議会費から衛生費までの審査をお願いいたします。

○8番（吉嶺周作） クリーンセンターの件に引き続き質疑いたしますが、地域振興策費で、高橋振興会には公民館建設費、そして防災無線放送の整備になってるんですけど、この上ノ山自治会、堀川自治会に対しても予算が出てるんですが、どういった整備事業を行うんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、地域振興策として出された要望のうち、南薩地区衛生管理組合で負担するとした内容について申し上げます。

1点目は高橋振興会ということで、先ほどからもお答えしておりますが、無線整備25%分、公民館建設となっております。上ノ山自治会は、自治会地域振興策費、年1回の住民の健康診断、無線整備、温泉施設の無料使用、つわちゃんバスの無料補助、堀川自治会については、無線整備、街灯の整備、新クリーンセンターの無料使用といった内容となっております。

南さつま市が負担するものとして区分したものについて、高橋振興会は無線整備75%負担、道路整備が4路線、排水路整備が3か所、温浴施設建設となっております。上ノ山自治会、堀川自治会は無線整備ということで、この部分については南さつま市が負担するとなっております。

南さつま市が負担する内容の事業費総額としては1億円程度と聞いているところでございます。

○8番（吉嶺周作） そうすると、今回の地域振興策費は7,920万ってなってるんですけども、これを4市で割った場合1,980万円、このあらましにも金額が載ってるんですが、ただの均等割じゃないですか。このつわちゃんバスだったり、健康診断だったりですよ、そういったところは南さつま市が4分の3の負担を負うと覚書にはなってるんですかね。そうした場合に、ただの均等割で、その部分が1,980万では計算が合わないんじゃないかって私は思うんですけど、どうなんでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 上ノ山自治会、堀川自治会からの要望に対しては、金額の算出が難しいということから算出可能な高橋振興会の整備費で1世帯当たりの金額を算出したということでございます。算出された1世帯当たり45万円をそれぞれの自治会に振り分けているという内容でございます。

○11番（永野慶一郎） 今、高橋地区に引き続いて残りの2地区の要望とかですね、その今負担金の内訳の説明がありましたけども、組合議会の前日に全協を開いたんですよ。

その中でですね、6番委員からだったんですけども、1世帯当たり45万これ何に使うのかっていう御意見もあって、今お聞きしたら、堀川地区と上ノ山地区は、高橋地区の1世帯当たり45万というのに倣って45万円にしましたっていう答弁がございましたけども、これちょっと納得っていうか、理解に苦しむんですよ。

高橋地区はまだ公民館建設とかですね、そういった大きなお金が明確になって、それを割ったら45万程度になったんでしょうけども、ほかのところもただ45万、1世帯当たりやってですね、これだけの補償金を各地区に支払って、後はもうこれで丸く収めてくださいみたいな感じで、ただもう根拠があまりないですよ、今、聞いた事業も要望があった事業も聞いたんですけど、果たしてこんなにお金がかかるのとかですね、あと切りがないよなと思ったりも、そのクリーンセンターの無料使用とかこれ向こう何十年間ですかとか、健康診断費とかですね、そういったのもいつまで続くのと。

もうお渡しした補償金の中でだけで、もうあとは知りませんという話かもしれないんですけど、ただ、今日のその一連の流れを聞いていると、こういったあまり根拠のないものにですね、45万円が1世帯当たりっていうただ単純な頭割りでいくっていうのは、枕崎市民としても、これ納得がいかない数字じゃないかなと私思うんですけど、そこら辺は、適正な金額ですっていうように思われているのかどうか、ちょっと教えてください。私はちょっと納得はいかないんですけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 上ノ山自治会、堀川自治会からの地域振興策の要望額、この積算に当たっては、出された要望からの算出が困難ということから、高橋振興会の費用を割り振ったというのが現実的なところでございます。

この新クリーンセンターの建設に際しては、建設地の地元自治会からも様々な声があったところでございます。そういった中で、衛生管理組合のほうも地元説明会を行ってきた、先進地視察も行ってきた。自治会に対しての理解を丁寧に時間をかけながらやってきたところがございます。

そういった中で、令和元年12月から1月にかけて、地元自治会から地域振興策に係る要望が上がってきたことから、建設に向けての準備が進んできたという経緯がございます。

昨年4月27日に、衛生管理組合と高橋振興会で覚書が締結されております。地域振興策に係る要望書について誠意を持って対応するということを条件として、新クリーンセンターの建設を進めることを確認するといった内容になっているところであります。

そういった中で、地元自治会の代表者、14名の委員をもって昨年9月15日に建設整備委員会が設立されているところです。

地域振興策については、このような経過も踏まえながら、衛生管理組合の構成4市が負担すべきもの、南さつま市が負担すべきものと事業区分を行った上で、新クリーンセンター建設に向けて前進させるための協議が行われてきたところでございます。

○11番（永野慶一郎） 先ほど5番委員からも市長に対してですね、公園とかそういった公共性のあるものだったら分かります。先ほど参事のほうからも温浴施設、多分お風呂、温泉なのか、何かの施設だと思うんですけども、そういった要望があったと。

それだったらですよ、構成市の人たちも、遠いから頻繁に行くかどうかは分からないですけど、みんなが利用できる施設ですよ。そういったものならまだ市民の理解も得られる、市民の理解もというか、私もそれだったら納得っていうかですね、多少なりともその納得できるところもあるんですけど、全く本市の市民にとってはですね、関係のないようになっているのかなと。

そこにクリーンセンターを造って枕崎も搬入するんですよつったらそれだけですけど、あまりにも何かちょっと偏りすぎた補償金になってるのかなって強く感じるところです。

そこら辺は、満場一致で幹事会でも何も異論なく、算出根拠がないから高橋地区に倣ってやりましょうと、はいそれでいいですよというふうなことで、もうすんなり決まっちゃったんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 幹事会での協議でございますけど、これについては初日本会議でも答弁しましたが、昨年1月28日、4月20日、12月3日の3回の中で話がされてきました。

具体的には、要望事項の報告、確認が中心でございました。協議会で昨年2月4日、事業費として7,000万から8,000万で試算額が示されました。地元と協議を進めていくことが協議会の中で了承されました。

こういった協議会の了承をもとに、衛生管理組合のほうで地元集落との協議を進めてきた経緯がございます。

幹事会の中では、具体的な事業費の精査など、そういったところまでは至らなかったというのが実情でございます。

○4番（沖園強） 問題になりそうな御答弁なんです。肝心なところを幹事会で協議をしていないということなんですけど、そうすると、建設整備委員会が去年の8月と言ったかな、設置されて、その中で各種協議をしてきて覚書を結んだと。組合と地元と覚書を結んだと。それは、組合議会に諮ってるの。

○市民生活課参事（日渡輝明） 高橋振興会と衛生管理組合と覚書が結ばれたのが、去年の4月27日でございます。この覚書につきましては、5月の組合全員協議会で資料として配付されております。

今後、各市の予算が成立した後に高橋振興会、上ノ山自治会、堀川自治会と覚書を締結する予定となっているところです。

○4番（沖園強） どうもその辺のプロセス、流れをどう捉えればいいのか。

各市の議会が議決すれば締結すると。今、覚書の案が示されているという段階なんです。その中で先ほど永野委員からもあったんですけど、幹事会ではこの覚書について特段異論はなかったと。予算の今度計上した算出根拠というのが、これが何で構成市が4市で均等割で負担せんなすまんのかというような内容ばかりですよ、ほとんど。

それと、無線整備のほうは75対25で負担割合を決めてあるんですけど、自治公民館の建設費については決めてないと、満額だということですよ。

もう非常に理解に苦しむんですけど、要望額は1億程度大体算出されたんだけど、7,920万円、45万掛ける世帯数で決まったんだと。市民に説明しようもないですね、我々は。

○市民生活課参事（日渡輝明） 地域振興策の負担額について、衛生管理組合が負担すべきものとするのが7,920万円。概算ではありますが、南さつま市が別に負担すべきものとする振興策が1億円と示されているところです。

○4番（沖園強） 南さつま市が1億程度負担するんですか、南さつま市は別途。その事業の精査はしてるの。

○市民生活課参事（日渡輝明） 南さつま市の負担として示されている額は、1,980万円プラス

単独で実施する1億円ということで、協議会のほうには示されております。

○4番（沖園強） その1億円はどんな内容なんですか、さっき道路云々があったんですけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 内容としましては、道路整備4路線、排水路3路線、温浴施設建設という内容でございます。

○9番（立石幸徳） 今出た南さつま市が造る予定の温浴施設ですね、つまりクリーンセンターの熱を利用して、温泉といえればいいのかな、温浴施設を造る。これは敷地内に造るんですか、どこに造るようになってるんですか、場所は。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、9番委員からのお尋ねの部分について、高橋振興会と今後結ばれる覚書案によりますと、南さつま市において整備する予定の温泉施設の利用等については、その整備が具体化したとき以降に南薩地区新クリーンセンター建設整備委員会において協議するものとするとなっておりますので、現段階で具体的なものは示されていないところでございます。

○9番（立石幸徳） 今、参事の説明したとおりのこの覚書の案を私は手元に持っているわけですよ。だから、第1条の（3）で、今言われたようなことを書いてありますね。

これが、今後つたって、さっき言った1億円の中に入ってるわけでしょう。もう金額は入れ込んでるわけですよ。金額を入れているということは、何らかの最終的な実施計画でなくても案みたいなものはないと金額の計算はできないですよ。ただ、造りますで金額をはじくことはできない。

こういうのをですね、私がるる言ってるように、衛生管理組合と地元高橋振興会との覚書じゃなくて、その南さつま市の整備するものも覚書に入れ込んでるから、非常にこの覚書そのものが管理組合は金額はさっき報告がありましたけど、どこに責任を持てばいいのか。要するに取り交わすわけですからね。

ですから、この温浴施設の、今参事が言った利用等についてはですよ、利用等については整備が具体化したとき以降において協議すると。例えば、案としてその利用を無料にするとか、あるいは半額にするとか、そういったことを指しているんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、温浴施設の利用とその整備に関しては、南さつま市が単独で実施する事業ということで、内容等については分からないところでございます。

○9番（立石幸徳） 私がさっき場所を聞いたのは、例えば、今後クリーンセンターそのものの建設工事が始まっていきますよ。どこかその横っちょにですね、その建設の本体あるいはプラント工事はあれですけども、横っちょに造るといっているのはある意味で経費もいろんな効率的な造り方をすれば安く上がるわけですね。

そういう形で、温浴施設を造るのか、それとも全くクリーンセンターそのものはできて、どこかちょっと離れたところに南さつま市がまた温浴施設の発注を新たにやって造るのか、その辺でこの温浴施設なるものの建設額そういうものが違ってきますよね。

これについては、その覚書案には入れているけど、どんなものがどこにできるというのは幹事会、協議会ではまだ何にも語られていないんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） この温浴施設等については、幹事会、協議会等でも内容等について話はされておられませんので、中身については把握をしていないところでございます。

○11番（永野慶一郎） 先ほど南さつま市の単独事業費で、温浴施設は今9番委員から質疑があったんですけども、道路が4路線と排水路の整備だったですかね、これってあれですか、ごみの搬入に伴う道路の渋滞の緩和を図るための整備とか、そういった関連するものが整備費として上がってきているってことですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 南さつま市が実施する道路整備、排水路整備等については、ごみ運搬車両等が通る路線ではなく、集落内の道路、排水路の整備に伴うものであります。

○11番（永野慶一郎） 今、お話を聞いてたら、各市それぞれ2,000万ずつ負担金を出しますよ

ということで、ただし、南さつま市はそれ以上に2,000万の負担金プラス事業費として1億出しますと。だから、1億2,000万うちは負担しますよというような感じで聞こえたんですけど、今その道路とか排水路のことを聞けば、全くそもそもここで出す話じゃないですよ、組合ですよ。完全な南さつまの単独事業じゃないです。

だから、これを幹事会でうちは負担が大きいですよって出されてもですね、何かちょっとおかしな話だなと思って聞いていたんですけど、今それが分かったんですけど、それから言うなれば、平成26年2月19日にあった衛生管理組合の議事録を読むと、先ほどあったアクアセンターですか、南さつまが負担をいっぱいしてるんだと。

だから、皆さんもほかの市は2,000万ぐらいの範囲であれば御了解いただいけるんじゃないかと、こういった答弁があったんですけども、今の説明からいったら確かにそうですよね、同じぐらい2,000万ぐらい、南さつまはまだ事業費を払ってますよってというような、アクアセンターの例に倣ってということだからそうなのかもしれないですけど、実態は全くクリーンセンターに関係のない事業費もちょっと入っているのかなっていうのも伺い知れるんですけど、そこら辺はどうですか。

温浴施設はみんなで使えるかなと思うんですけど、これを強調されて南さつま市が言われるのは、私はちょっと話が違うんじゃないかなとは思ってますけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） 地元自治会から上がってきた要望内容、この中で衛生管理組合が負担すべきもの、南さつま市が負担すべきものとして区分を行ったところでございます。

○4番（沖園強） 建設候補地の周辺の航空写真を見て、日置市からの進入路、3市からの進入路というのは、幹線道路はもうはっきりしていますね。そして、集落はもう全然関係ないと。こういう上げられた要望等を聞いておってですね、ほとんど振興策と捉えれば振興策と言えるかもしれないけど、振興策じゃなでないですよ、これ。南さつま市のほとんどは固有事務ですよ。

だから、アクアセンターのときには3施設に限って取捨選択をして、28の事業の中から南さつま市を除いて3市が均等割で負担したと。

午前中からずっと審査をしている中で、どうもその辺が本当に衛生管理組合として整備しないといけない事業というのがほとんど見当たらない、南さつま市の固有事務であると。

そこで、改めてお聞きしますけれど、例えば自治公民館建設費5,685万、これを仮にですよ、今までのほかの固定経費等のランニングコスト等の負担割合3対7で割ったときは幾らになるの、5,685万1,000円を。均等割を0.3掛ければもうそれで済むんでしょ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 建設に係る負担割合として、均等割3、人口割7でやりますと、本市の負担割合は19.26%でございます。今回出されております地域振興策費7,920万円の19.26%になりますと、1,525万3,920円となります。均等割の場合と比較しますと、その差額は454万6,080円という金額になります。

○4番（沖園強） そうすると、私が言ったのは公民館建設費5,685万1,000円を75対25でなくてもいいですから、それを南さつま市が仮に70%はもう見るんだと、あと30%しか見ないよと、それと防災無線の153万6,600円を足してそれを4等分したときには幾らになるかっことですよ。ざっと暗算でやっても500万程度にしかならんはずやが。

○市民生活課参事（日渡輝明） 公民館建設費を南さつま市が70%負担した場合の総事業としては、1,859万1,700円となります。

○4番（沖園強） 行政無線の整備費組合負担部分153万6,600円を足すと。

○市民生活課参事（日渡輝明） 防災無線費を加えたものが1,859万1,700円になります。

○4番（沖園強） それを均等割すれば幾らになるの。

○市民生活課参事（日渡輝明） 464万8,000円程度の金額になります。

○4番（沖園強） そういった形で説明すれば、枕崎市としても理解できないでもないのかなと。

そういった説明がないもんだからこうして混沌としてくるわけですよ。固有事務であるということは明らかですよ、南さつま市の固有事務である。一番問題は、幹事会等で具体的に詰めていないと、だから我々議員としては市民に説明がつかないということに尽きると思います。一応、指摘はしときます。総括等がありますので保留しておきます。

○13番（清水和弘） 民生費の分ですけど、あらましの3の新規事業なんですけど、民生費ですよ。3番の地域福祉計画策定事業、これの内容についてお願いします。

○福祉課長（山口英雄） 地域福祉計画策定事業につきましては、今回317万6,000円予算を計上しているところでございますけれども、地域福祉計画といいますのは社会福祉法で規定されておりまして、市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として地域福祉計画を策定するよう努めるものとする、地域福祉計画の策定は努力義務とされているところでございます。

本市におきましては、御承知のとおり福祉に関する計画といたしましては、例えば子ども・子育て支援事業計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画、それから障害福祉計画などといった福祉の分野の個別計画がございますけれども、この地域福祉計画というのは、これらの個別計画の上位に位置づけられるものございまして、市の福祉分野の上位計画とされているところでございます。

この策定に当たりましては、それぞれ分野の専門的な方とか地域住民も参加して計画を策定するとされておりますので、そういったことで計画策定の予算を組んでいるところでございます。

○13番（清水和弘） その計画を策定する場合、老人とか子供たちとかというふうな人たちの意見も反映させるようになってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回の地域福祉計画策定に当たっては、市民へのアンケートの調査も入っておりますので、そういったアンケート調査等を活用して市民のニーズの把握に努めたいと考えております。

○13番（清水和弘） アンケートで上がってきた事業で、どのようなもんが一番上位になるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 地域福祉計画は、令和3年度の予算で策定に関する予算をお願いしておりますので、議決をいただいた後、令和3年度になってからそういったアンケート調査とかも行うということでございます。

令和3年度中に地域福祉計画という市の福祉分野の上位計画となるものを策定したいと考えております。

○13番（清水和弘） これまでいろいろ福祉のほうも実施していると思うんですけど、その部分で足りない事業というのは何かあるわけなんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 先ほども言いましたとおり、福祉分野の計画としては子ども・子育て支援事業計画とか、介護保険事業計画とか、それぞれの分野でも既に定めてございますけれども、今回の地域福祉計画につきましては、今後の市の福祉政策を地域住民あるいは専門家と一体となってどのように進めていくのかという基本的な目標とか方針、そういったものを定める計画でございます。

なお、現在、委員がどのような分野の計画が足りないのかというお尋ねでございますけれども、例えば具体的に生活困窮者に対する支援の方針とか、そういったものは今のところ若干計画の中で薄いのかなというところもございまして、そういったものも含めて策定していきたいとは考えております。

○13番（清水和弘） 私が市内いろんなところを回って思うのが、ネグレクトの人たちも何人かおると思うんですね、そういう人たちへのサービスというのか補助というのか、十分になされておるとおっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回の質疑は具体的な支援ということですかね——ネグレクト、育児放棄といった方たちにつきまして、結局保護が必要な子供ということにもなりますので、そういったケースに関しましては、要保護児童対策地域協議会の中で個別ケースの検討とかも行いまして、例えば育児能力に問題があるといった場合におきましては、子供を児童養護施設で養護したりといった支援に結びつけたりといったことは従来からやっているところでございます。

○13番（清水和弘） 施設に入っているとかいうのは把握できると思うんですけどね、施設に入っていない人たち、現在ネグレクトの状況にある人たちの把握はできてますか。

○福祉課長（山口英雄） このネグレクトとか児童虐待のケースにつきましては、例えば児童相談所からこちらのほうに連絡が入ったり、逆にこちらのほうで地域の民生委員とか、それから市の保健師の方からとか医療機関から、いろいろ虐待を疑われるようなケースというのは、それぞれ市の福祉課に要保護児童対策地域協議会の調整機関というのがありますので、そちらのほうに情報が入ってきますので、そういったケースの連絡が入ったときには、先ほど申しましたように個別の検討会議とか、いろいろ状況の把握を行うとかそういった取組をやっているところでございます。

○11番（永野慶一郎） あらましの9ページ。衛生費のところでございます、7番の不妊治療費助成事業、これ昨年とすると30万ほど増額になっておりますが、いろんな不妊治療助成費の改定があったから、そこら辺も考慮してなのかというところでお聞きしております。

○健康課長（田中義文） 不妊治療費の増額につきましては、対象者の人数を増やしています。特定不妊治療については、5人から9人ということで17万5,000円増額になっております。一般不妊治療につきましては、10人から12人ということで10万円増えております。人数等はなかなか申し上げにくいんですが、実態として周知も図られ実績も増えている状況でございます。

○11番（永野慶一郎） 本市の助成制度のちょっといろんな改定もあったので見させていただいたんですけども、まず夫婦の合算で730万未満という助成の適用条件があったんですけども国とか県はもう撤廃されてますよね、上限なしですよ、730万とかそういう年収はなくなっていると思うんですけども、本市においてはまだ730万未満ってなっていたんですけど、そこら辺は変更されないんでしょうか。

○健康課長（田中義文） 国のほうでは、委員がおっしゃるとおり令和3年1月1日から所得制限の撤廃をするということになっております。県もそのような形で進んでいるところです。

本市としても、そのような方向で考えているところでございますが、決定までは至ってないところでございます。その方向で実施したいと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 助成を受けられる回数も今まで6回までとかっていう制限があったと思うんですけど、一生涯で6回というような制限だったんですけども、今回たしか、40歳未満の方は1人のお子様につき6回まで受けられますよと、40歳から43歳未満が1人の子供に対して3回というような大分条件がですね、緩和されているような改正があったと思うんですけども、本市多分まだ以前のままだと思うんですそこも、それも併せてちょっとお聞きしておきます。

○健康課長（田中義文） 委員がおっしゃるとおり、国の改正が先ほどの所得制限の撤廃であったり、個人に対して生涯6回までというところが、1人の子供に対して6回までというふうに拡充になっているところです。

国は1月1日から変更となっておりますので、本市としてもそれに合わせて変更したいと考えているところでございます。

○11番（永野慶一郎） 全国的にコロナの影響もあって出生率も減っているっていうような記事も目にしますので、また本市のですね、ちょっと早くそういった制度を国とかの制度に合わせていただくよう少しでも子供も欲しいけども、なかなかこういった治療に頼らざるを得ない人の力になり得るように頑張っていたきたい。

また、先日、私のほうにですね、2人目が特定不妊治療でですね、子供を授かりまして春先に第2子が生まれますということで、わざわざうれしい報告に来ていただいた方もいらっしゃると思いますので、ぜひいい制度にしていただきたいと思います。お願いしておきます。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、制度を運用する以上は、住民の皆さんが使いやすく、そしてしっかりと周知が届くということが一番重要でございますので、その点については、今後とも健康課として対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（眞茅弘美） 時間の関係もありますので、そのほかの質疑につきましては、総括でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○市民生活課長（川崎満） 先ほどの4番委員からの試算といたしますか、70%を南さつま市で見た場合の計算ですが、これについて南さつま市の自治会再編ハード事業補助金要綱の適用を考えていらっしゃるのであれば上限額が900万円というのがございますが、このことを考慮して計算をしてみたんですが、このことを申し上げてよろしいでしょうか。

○4番（沖園強） 構わんですけど、自治体再編ハード事業の部分ですよ、3分の2の上限の900万円というのは。そうすると、ほかの再編ハード事業は別にして、ほかの公民館建設等に関する補助要綱等もあるんですよ。どっちを活用するかまた違うんでしょうし、そこら辺を含めて御答弁いただけるのであれば構わんですよ。

ただ、大まかな数字でああいった形で我々の認識と食い違っているんだということだけで、答弁されても全然構わんですよ。

○市民生活課長（川崎満） 一応、900万円というのを充てた場合の計算結果のみ申し上げますと、枕崎市の1,920万円が1,234万7,000円となる計算になるところでございます。

○4番（沖園強） 別段、それはそれでいいんですけど、我々の認識と全然かけ離れていますので、それだけは指摘しておきます。

○委員長（眞茅弘美） 以上で、議会費から衛生費までの審査を保留いたします

○健康課長（田中義文） 3月5日の予算特別委員会で、8番委員からの質疑についての答弁を保留しておりましたので、御答弁させていただきたいと思います。

新型コロナワクチンの接種に関連いたしまして、臨時接種として実施される予防接種の健康被害に対する補償制度についてでございます。

まず、医療費の関係では、自己負担分の医療費のほかに通院、入院ごとの日数に応じた医療手当が支給されます。

また、予防接種により身体障害を被った場合には、等級に応じて障害年金が支給されます。1級の場合で年額505万6,800円、同じく2級で404万5,200円、3級で303万4,800円となっております。死亡した場合の補償としては、死亡一時金4,420万円と葬祭料20万9,000円が支給されます。

○委員長（眞茅弘美） ここで10分間休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時25分 再開

〔労働費～土木費〕

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、労働費から土木費までの審査に入ります。

予算書の85ページから110ページまで、あらましの10ページから14ページまでになります。

質疑は簡潔にお願いいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○14番（豊留榮子） あらましの10ページ、農林水産費の2番にあります妙見センター整備事業、この中身を教えてください。

○農政課長（原田博明） 妙見センターの整備です。

当センターにつきましては、昭和59年に設置されまして、築36年が経過しています。

このため、高圧受電設備については、その間更新を行っていない部分が多く不具合を起こすことも想定されるため、屋外キュービクル取替工事を行います。また、農産加工室については換気等の関係で天井や壁にカビが付着しているため、防カビ塗装工事を行います。

そのほかの工事として、事務室のエアコン取替工事を行います。

明細につきましては、屋外キュービクル取替工事が346万2,000円、農産加工室天井・壁防カビ塗装工事が81万7,000円、事務室エアコン取替工事が17万円、合計444万9,000円となっています。

○14番（豊留榮子） 大分前からある施設で、女性の方々がすごい便利に使われているところなんですけれども、利用者の方たちから、これいつから工事が始まっていつ終わるのっていう声があるんですね、もう麺つゆ作りにも取りかからなきゃいけないということで。

この工事は実際には、今決まっていつということは言えないかと思うんで、予定としてはどのくらいの期間で完了するんですか。

○農政課長（原田博明） できるだけ早い時期にと思っています。予定といたしましては、5月ぐらいから取りかかりたいとは考えているところです。

○14番（豊留榮子） どのくらいの期間で完了するというのは、まだ未定ですか。

○農政課長（原田博明） 工事の期間につきましては、建設課と協議したいと思います。

○13番（清水和弘） 10ページ、労働費なんですけど、1番目の高年齢者就業機会確保事業補助なんですけど、このシルバー人材センターは年齢制限などあるんですか。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センターは、会員はおおむね60歳以上となっております。

○13番（清水和弘） 最高年齢は。

○福祉課長（山口英雄） 上のほうは特に定めはなかったと思います。ですから、おおむね60歳以上の方ということです。

○13番（清水和弘） 今、大分このシルバー人材センターで雇用されとる人も少なくなっていると思うんですけど、今は何人ぐらいですかね。

○福祉課長（山口英雄） 令和2年11月末ぐらいの時点ですけれども、その時点で会員数が224名でございます。1年前の令和元年の同時期と比べて27人、会員が減少しているという状況でございます。

○13番（清水和弘） この27名減、私は最初聞いた頃、260人、280人とか言われとったんですけどね。この会員が減った原因というのはどういう理由ですか。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど申しましたとおり、シルバー人材センターはおおむね60歳以上の方が就業機会を求めたり、あるいは会員同士の生きがいつくりとか、そういったことを目的としている団体なわけですけれども、御承知のとおり定年の年齢がどんどん延びております。65歳定年だったり、それから今はまたそれを70歳に伸ばそうというような動きとかそういったこともございますので、今シルバー人材センターの会員でも60代の方がかなり減っているような状況です。

そういった事情で、会員数が減少しているわけですけれども、シルバー人材センターといたしましては、会員を少しでも多く入会してもらうように、今新型コロナの関係でグラウンドゴルフとかなかなかできませんけれども、そういったグラウンドゴルフ大会を通じて会員を募ったりとか、それから知り合いの方を誘って入会につなげた場合には、若干の報奨金というか、そういったものを支給するとか、いろいろな工夫をして会員の確保に努めているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、課長のほうから少しありましたけど、やっぱり報酬というか、日当、

これが大分少ないという声が私のところにあるもんですからね。その辺は、1日何ぼなんですか、時給で決まるとるんですか。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センターの分配金というか、例えば草刈りとか、剪定だったりとか、従事する業種によって額は違ったと思います。

今、会員数が減っている部分につきましては、先ほど申しましたとおり各事業所での定年の年齢が高くなって、なかなか60歳代でシルバー人材センターに加入して就業機会を得るという方が少なくなっているということでございますけども、今後とも、先ほど申しましたとおりのその会員確保の策を、シルバー人材センターのほうでは対策を打って、少しでも会員確保につなげていくという方針であるというふうには聞いております。

○13番（清水和弘） 課長のほうも確保に大変だということですけど、ますます私もこのシルバー人材センター会員の確保というのは難しくなっていくと思うんですよ。

そうした場合、何かこう、どのような改善策というのか、考えていますか。

○福祉課長（山口英雄） 最初申しましたとおり、シルバー人材センターは労働の対価を得るといばかりではなくて、会員同士の触れ合い、生きがづくり、グラウンドゴルフとかいろいろなスポーツを通じた触れ合いとか、そういったものも目的としてありますので、就業機会ばかりでなくて、そういった生きがづくりの活動を通じて、そういった取組をますます工夫を凝らすことで、会員の確保につなげていくべきだというふうには考えております。

○13番（清水和弘） 私は隣の南九州市のシルバー人材センターの方と話をしたんですけど、枕崎に比べたらその減少率というのが少ないんですよ。その辺は、何が差なのかと思った場合、やっぱり日当とかそういうのがちょっと違うのかなと思っておるんですけど、その辺はこの南薩地区で労働単価というのは一緒ぐらいなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 私のほうで南薩各市あるいは県下各地区のシルバー人材センターの単価とかを調査したことはございませんので、そこについて違いがどうのこうのというのは今この場では申し上げられないところでございます。

○12番（東君子） 私のほうにもですね、以前、そのシルバー人材センターで働いていらっしゃる方からちょっと御相談をいただいたんですが、やはりこの中にはですね、仕事の内容には、話し相手からですね、そしてもう本当に重労働、草払い、崖のところの命がけで草払い機でやられる仕事もいろいろ様々だと思うんですね。そして、やはりこの草払いをするのにですね、例えば、自分の持ってらっしゃる道具なんかをいろいろ使われた場合、あと油代とかいろいろかかると思うんですが、そこら辺はですね、やはり南さつま市のほうに問い合わせたら、結構むこうのほうが高かったような記憶があるんですね。

それで、そこで草払いとかされている方は、今後どうするかとなると、今度はですね、ハローワークのほうに流れて、本格的な仕事をしたほうがやっていけるっていうようなことにもつながって、その辺から、ひょっとしたら人数が減っているんじゃないかなと今、ふと考えたんですが、やはり大変な自分と大げさに言えば命がけの作業になるわけですから、そこら辺をやはり生きがづくりと一緒にするのではなくて、やっぱりワンランク上の報酬が得られるように何か考えていただけないかなと思います。いかがでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 今、12番委員の御意見ですけれども、平均寿命、健康寿命が延伸している中で、生活をするための糧を得るということであれば、先ほど申しましたとおり皆さん正規の就業機会、ハローワークとか、そういったものを通じて賃金の高いところで働かれるんだろうと思います。

そういった平均寿命、健康寿命の延伸によって、いろいろ選択肢が広がっている中なので、シルバー人材センターの立ち位置というのもなかなか難しいところにあるかと思えます。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者のそれまで培ってきた能力とかスキル、そうい

ったものを活用して、希望する方に就労の機会を紹介してあげたりといったようなことをやる団体ですけれども、やはりどうしても賃金面ということで考えると、正式な雇用のほうが高いのは致し方ない部分かと思えます。

ですので、そういった中でシルバー人材センターの会員数を確保するためには、先ほど申しましたように生きがいづくりとか、そういった工夫をしていくのがいいのかなと思っております。

今、委員がおっしゃられましたもっと実入りを多くということについては、シルバー人材センターのほうにも話はしてみたいと思えます。

○12番（東君子） ぜひですね、今後、草払いとかされる方がいなくなれば、何で枕崎市にはそういう方がいらっしゃらないのかというようなことにもつながりますので、ぜひ周りの自治体ともですね、ちょっとバランスをよくするためにも、やはり前向きにですね、ぜひ検討していただきたいなと思えます。

○6番（城森史明） あらましの13ページの道路橋りょう維持費。中洲川の改修を県にずっとやってもらっているんですが、下園橋ですよ、これが計画に上っていながらなかなか実施がされてないんですが、その辺はどうなっているんですかね。

○建設課長（松崎信二） 6番委員からありました下園橋と井堰の改修につきましては、井堰のほうが私の記憶では3億5,000万程度、下園橋のほうが2億程度と工事規模が大きくて、委員からも以前要望もありましたので、県のほうに県議を通じて要望したり、いろいろ行っているんですけども、一括しての工事はなかなか難しいということで、令和4年度から何とか少しずつ工区を分けて、単年度ではなく三、四年かけて工事が着手できるのではないかと聞いております。

○6番（城森史明） 全体で6億がかかるということですが、水産加工関係では今度も5億、6億のお金がHACCP向けの事業とか下りてるわけですよ。その6億と同じ額ぐらいですよ、なぜそれが下りないんですか。

これはですよ、下園橋の構造上、1回、中洲川が氾濫した例が、非常に緊急的なものでしたわけでしょう。それが、5年、6年ですよ、なかなかその実施に向けて下りない。6億だからってそれは理由にはならないでしょう。水産業にはがんがん下りてますよ。毎年毎年5億、6億のお金のがんがん下りてて、なぜこれは下りないんですか。

○建設課長（松崎信二） 重々、私どもも台風で被災したというのは分かっておりますので、県に強く要望はしております。要望はしておりますけれども、なかなかすぐには着工できていない状況であります。

○6番（城森史明） がんがん言ってもなかなかね、その予算繰りが県も苦しいのは分かりますよ。しかし、どんどんそういう災害が今多くなっていて、そのお金がそっちを優先されたらこっちはもう将来できなくなりましたってということにもなりかねませんよね。

だから、やはり人命に関わる災害的なものを含むわけですから、そちらも優先してほしいんですけど。

○建設課長（松崎信二） また、こちらのほうからも要望してまいりたいと思えます。

○3番（上迫正幸） あらましの10ページ、農林水産業費から3番目の下の丸の耕作放棄地再生補助について説明をお願いします。

○農政課長（原田博明） この事業につきましては、認定農業者等が、農作物の生産性や品質の向上、収量増、生産安定、規模拡大等を図る目的で遊休農地を有効活用するなど、農業機械導入及び機械器具の賃借料を必要とすることに対して経費の一部を助成する事業として、今回創設いたしました。

まず、農業機械の導入として、3分の1以内で上限100万円の農業機械の導入補助をするということで、内容といたしましては、50万円以上の機械を対象に耐用年数5年以上の機械ということで計画しています。

耕作放棄地再生補助金につきましては、遊休農地解消のための経費で、上限を20万円として遊休農地を再生するために必要な経費として、委託施工をする場合には1アール当たり3,000円、自己施工する場合には重機の借り上げ料として1アール当たり2,000円、重機の借り上げ料がない場合は1アール当たり1,000円を助成するという創設した事業です。

○3番（上迫正幸） 遊休農地を再生するというので、もう一回確認しますが、認定農家がやる補助なんですね。

○農政課長（原田博明） 認定農家等ということで、認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人を対象としております。

○4番（沖園強） 農地パトロール等で遊休農地が発生しているというのを確認するんですけど、基盤整備をした後が実態は遊休農地化していると、耕作放棄されていると。そこは、実態的には、もう耕作放棄地だと。

だけど、圃場整備をした関係で地目的には耕作放棄地になっていないということなんですけど、そういった耕作放棄地の解消をやった場合はどうなるんですか。

○農政課長（原田博明） 農地パトロールを農業委員会で行っていると思います。A判定、B判定とありますが、遊休農地となっている農地を再生することを目的としています。

基本的には委員が言われるように、基盤整備地区内で遊休農地となっている農地を再生していただければと考えています。

○4番（沖園強） 今の御答弁からいけば、基盤整備地区内の耕作放棄地を、そういう耕作放棄地解消策をやった場合でも対象になるの。

○農政課長（原田博明） 詳しくは担当係長が答弁いたします。

○農政課主幹兼農政係長（白澤光三郎） 今、4番委員からありました基盤整備地区内について、農地パトロール等により、耕作放棄地となっている農地で非農地判断をした場合でも、地目が農地のままであれば事業の対象になると考えています。

通常は、非農地としていないA判定、B判定を含め、基盤整備地区内外関係なく、対象と考えています。

○4番（沖園強） A判定でも対象になるの。

○農政課主幹兼農政係長（白澤光三郎） A判定の場合も対象となります。

A判定の場合は重機まで必要ない場合もあると思いますので、要は遊休農地を解消して、新たな農地として活用していただくための事業となりますので、A判定、B判定、それからそれ以上のものについても対象は可能であると考えております。

○10番（下竹芳郎） 12ページの商工費の12番事業者応援資金支給事業について説明をお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和2年度も補正予算をお願いしまして、事業者応援資金支給事業を実施しましたが、令和3年度におきましても、応援資金的には1億0,450万円を見込んでいます。

背景につきましては、一般質問等でも説明いたしましたとおり令和2年12月のG・T・トラベルの一時停止や令和3年1月の緊急事態宣言の再発令、あと県の警報発令等で市内での感染者は今年に入りまして確認はされておきませんが、やはり市内飲食店を中心に国の宣言等によりまして自粛ムード、また移動の制限等がございまして非常に打撃が大きいと。それと水産加工業におきましても首都圏での時短営業などによりまして飲食店の売上げが非常に落ち込んでいることに起因しまして、出荷のほうかと思うように進んでないこともございまして、12月、1月の事業者間の聞き取りをいたしましたところ、非常に大きな影響があるということで、令和3年1月と2月のいずれかの売上げが対前年比で30%以上減少になっている事業者に対しまして応援資金を15万円、先ほど申し上げました特に影響の大きい飲食店、宿泊業などにおかれましては15万円を

上乘せした形で応援資金を支給したいと考えているところでございます。

件数的には556件を見込んだところでです。

○10番（下竹芳郎） 申請基準は売上高が第1回の場合は15%、今回30%と変わっただけですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 国や県の支援制度が2月、3月で申請が始まっているところですが、それに伴いまして旅行業とかも一部上乘せ対象に追加で考えております。

○13番（清水和弘） 私は13ページの20番のですね、この新規事業なんですけど、枕崎の魅力PR事業活動補助、まずこれの内容についてお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 枕崎の魅力PR事業につきましては、委員会等でまだまだ枕崎のPRが足りないという御意見等もあったところですが、ふるさと応援基金を活用いたしましてこれまでにあまりなかったPRということで、FMラジオへの広告展開ですとか、南日本新聞への広告掲載、あとアウトドア雑誌等への広告掲載、これらを実行することによりまして、近年といいますか、コロナ禍におきまして遠くへの移動がなかなかできない中で近場での旅行、こういったことが、マイクロツーリズムが叫ばれておりますので、県内はもとより九州まで広げた形で、このようなPR活動ができればということで、今回新たなPR事業として支援していこうと考えております。

○13番（清水和弘） 今、地域おこし協力隊の人でSNSで発信しとる人もおると思うんですけど、そういうのを活用したやつにはPRはしないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在でも枕崎市の観光協会であったり、また地域おこし協力隊によりましてホームページ上で、またSNS、ソーシャルネットワークの中でもPRしておりますが、これにつきましては継続して進めていきたいと考えております。

○13番（清水和弘） SNSだったら近畿、関東、地域外でも発信しとると思うんですけどね、私が聞くのはこの関東方面からですね、枕崎のPRが見えないって言葉もあるんですよ。その辺については今現在どういう形でやとるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在、コロナの影響、まだ収束が見えない中では表立って関東でのPR活動は行っていないところです。また、近年、近畿の枕崎会でありますとか、東海、関東それらにつきましても市のほうから、行政のほうから参加して皆さんにPRしているところでございます。

県内外、国内外、インバウンド需要を含めまして、コロナ禍が終わりました後の観光客の誘客につきましては、また新たな展開として関東含め日本国内、国外の誘客も見据えて事業展開を図っていく予定でございます。

これまで広域で取り組んできた南薩の指宿、南九州、枕崎、南さつま、そういった4市合同で地元製品の販売拡大でありますとか観光も含めた形で、国内外にPRをコロナの感染拡大の状況を見ながら進めるべき部分は進めていきたいと考えております。

○13番（清水和弘） 課長のほうはコロナ禍の状況ではというような発言もありましたけどね、私が聞いとるのはもうコロナ以前の問題であるんですよ、関東のほうでは本当に枕崎はいい品物があるのに何でPRが下手なんかと言われてますよ。

ただ、近畿圏についてはですね、枕崎出身の方も多みたいでいろんなPR、その人たちもPRをしてくれとるみたいなんですけど、日本というのはやっぱり東京ですよ、もう一番販売量が多いのは、この関東地方についてもっとPRの改善策を考えてやるべきだと思うんですけど、今までのPRがベターだったと思っているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） これまでも関東圏内で販路拡大ということで、地場産業振興センターの販路拡大の事業の中で千葉の船橋でありますとか、池袋、そういったところでの定期的な県の特産品協会を通じて販路拡大事業、また観光もPRしていただいております。

しかしながら、13番委員がおっしゃいますとおり他の自治体よりも抜きんで枕崎のPRができていたかということにつきましては、できていない部分もあったかと思います。予算も限られておりますので、今後はそういったことも後押しがいただけるのであれば、関東圏へのPRも含めて考えていきたいと思います。

ただ、優先順位を持って何事も今何をすべきかを考えながら、予算の効果的な、今回もふるさと応援基金活用ということで、この事業を取り組むわけですが、庁内でも関係のある農政、企画とも協議しながら、優先順位を立てて効果的な事業ということで熟考を重ねて予算を提案してまいりたいと思います。

○13番（清水和弘） 私は売上げを何%伸ばそうとか、そういう目標値を持ってですよ、やることで努力の考え方、行動範囲というのが変わってくると思いますよ。そういった年度別に5%、今年5%伸ばそうとかいうような目標を持った計画をもうされとるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） まずは、そういった市内全体の特産品、地場産品の販売額のファクトの数値というのは押さえることができないところがございます。いろんな統計を見ましてもその数値というのは出ませんので、私どもが対応している中では地場産業振興センター、またいろんな販路拡大に取り組みたいといった事業者の皆さんが現在を100とした場合には、5年後に110なり、105なり、そういったものを目指して日々相談なり来ておりますので、そういったものを後押ししていくのが行政の支援と考えております。

また、やはり国内の需要が人口減少とともに経済が縮小している部分もございます。しかしながら、コロナ禍においても内食、家庭での食が増えておりますので、スーパー等の売上げは百貨店としますと伸びている状況もあると、そういったところへの販路を新たに展開していく、国のほうが現在9,000億円程度の輸出を5年後の2025年には2兆円、そして2030年には5兆円という目標を立てているようでございます。

そういった中で、本市の強みであります食、食品加工の分野、食品の分野においては、厳しい中にあっても工場の新設、増設をして販路を海外にも求めていくという挑戦的な取組を考えている事業所もございますので、そういったものを私どもは後押しをしていくということで考えております。

また、小規模な事業者におきましても、先ほど議員もおっしゃったインターネットを通じた販売についても支援をしていくことを現在計画し、事業者の皆さんと取組を協議しているところがございます。

○13番（清水和弘） 関東圏の取引先の方たちと、この販路拡大について意見交換などしたことはありますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） それぞれの業界の分野では、新しい商流をつかむために関係団体と協議をしていると伺っております。行政が入って新しくどうこうというのはないところです。

ただ、九州の博多大丸のほうは市とアンバサダーの協定を交わしておりますので、その関係で複数の事業者と今、博多大丸関係の皆さんと調整しながら新たな商品の開発、また販売ということで協議を進めております。

○13番（清水和弘） 課長がいみじくも言いました。博多大丸とはやっているんだと、これを関東のほうにもできないのかと私は聞きたいんです。

○水産商工課長（鮫島寿文） 博多大丸のほうと今協議を進めておりますが、大丸は神戸にもありますし、また東京にありますので、福岡の博多大丸と協議を進めていく中で、また新たな土地の百貨店でもそういった取組ができればそれを進めてまいりたいと、また今コープかごしま、全国的な生協とも食品の販売の協議を進めております。

まず、近場の南薩地域、そして鹿児島県内、可能であれば全国的な生協のネットワークを通じて枕崎の食品が広がって新しい展開を見るのではないかと、これはもう来年、再来年とはいきま

せんが、地道な積み重ね、取組を進めていながら、商品のよさを全国の消費者の皆さんに理解いただけるように努力を進めてまいりたいと思います。

○11番（永野慶一郎） 先ほど、課長の答弁でいろんな媒体での広告、PRに努めて、誘客にも努めてまいりますということでございましたが、今コロナ禍においても火之神公園においてはですね、すごいキャンプ客と観光客とかが訪れているんですけどもやはり誘客も大事ですけども、誘客して、来てもらった後ですね、また来ていただける対応、本当に喜んでいただく、楽しんでいただくというのが、ただ誘客だけじゃなくてですね。

リピーターもつくるというのもすごい大事なことかなと思うんですけども、例えばこの間、先月の21日が最後だったと思うんですけど、南薩のスタンプラリーがございました。火之神公園のほうにもですね、スタンプ台等が設置してあって、そのときにもやはり、どこにあるんですかって聞かれたり、今日が最終日だったもんだからってですね、そういった点でお客さんも結構来ていらっしまったみたいですよ。

実は、私も登録したんですけどもナンバーが何万人目でしたかね、すごい桁で応募しててこれもう当たらないなと思って諦めたんですけど、それぐらいやっぱ皆さん関心を持ってらっしゃって、イコール枕崎にも大人数の方が来てくれているんじゃないかなと私は推測したわけですけども、その中で、そのときに15名ぐらいですね、子供と保護者と連れて火之神公園ちょっと行ったんですけども、もうちょっとこういう取組したらいいのっていうすごいいい意見が出てですね、せっかくこれだけ人が来ているのに、何か仕掛けが打てないのかっていうことで、鐘がございまず一番園路のですね、その鐘の枠の中に立神岩がすっぽり入る場所から、そこから写真撮ればきれいに、中にすっぽり収まるんですよ、そこに以前からスマホとかカメラの置台を作ってくださいって私ちょっと要望していたんですけど、今もできてないんですが、そういう台を置いてですね。

今、ARって御存じですか。私、COCOARってアプリを入れているんですけども、QRコードを読み込むとそこでキャラクターとかそういうのがぼんと飛び出してきて、それと一緒に記念撮影ができるのがあるんですよ。今、自治体でもそのARを導入してそういった観光の一つに使っているってような記事も見たんですけども、例えばそのキャラクターが、例えばですけどもカツオとかが飛び出てきたらそのまま写真撮れるのでその写真を撮って、例えばお魚センターに持っていったら、そこで土産を買って10%割引になりますよとかですね、そういったサービスが使えれば来た人も喜ぶのかなと、若い人たち特にスマホ世代ですから、そういう使い方もたけているので、何かそういった取組もできないのかなって一緒に来た人から意見があって、いい意見だねって、皆さんの観光客の方に声をかけられて、すごい何十年かぶりに来たんですけどきれいななっていますねっていう声も、すごいうれしい声も聞きまして、せっかくですね、今コロナ禍においてもあれだけ観光客が来てくれるわけですから、何かこう上手にそういったのをですね、生かしていけないのかなとと思っているわけですけど、またそういったのもございますので、いろいろ活用策を生かしていただいてですね、もしあれでしたら私もいろいろARのことは一緒に試しながらやっていってもおもしろいかなと想着ますので、ぜひ御検討していただけるようお願いしておきます。

○5番（禰占通男） 先ほどもありましたけど、この枕崎のPR、先ほど13番委員から出ました枕崎の魅力PR、特産品販路拡大支援事業、枕崎の特産品発信事業補助、これ何か見ると、中身はみんな一緒みたいな感じで、ただ管轄が違ってその予算は出どころが違うってそう考えるんですけど、どうなんですか。

あらましの結局11ページの上からの14番とそして12ページの商工費の9番、そして先ほどの13番委員からありました13ページの20番、ただ言葉が違うだけで、何か中身一緒だと私は感じるんですけど、どうなんですか。

予算が多ければ多い、まあ企画もできるだろうし、まあいろいろ方法もあるでしょうけど、片方は50万、2つは300万ということなんだけど、どうなんですかこの活用の仕方としては。

○農政課長（原田博明） 11ページの14番にあります「枕崎の、特産品。」発信事業でございますが、これはコロナウイルス感染症の収束後に、今後開催されるであろうイベントに参加して特産品のPRを行っていく事業です。農政課で出している事業でありますので、農畜産物の特産品をPRしていきたいと考えています。去年は博多大丸のイベントに、お茶農家が出展いたしました。

○水産商工課長（鮫島寿文） あらまし12ページの新規事業であります9番目の特産品販売拡大支援事業について説明いたします。

まず、予算的には300万という、内訳的には30万円の上限補助に対しまして10業者を見込んである内容につきましては、市外または国外で開催される商談会や物産展、そういったものに対しての経費の補助、具体的には旅費であったり、小間料であったり、そういったものを補助すると、補助対象経費の3分の2以内の額の補助で考えております。

地場産業振興センターが、県の特産品協会のほうから出展要望があり、公益財団法人ということで物産展に行っているところですが、今、小規模な事業者におきましてもなかなか販路拡大ができないところがございますが、そういった方々にも水産加工を含めて市の産品を、新しい商売、販路の開拓ということで商談会とかにも参加できるように、今回上限30万円として10業者分を計上したところがございます。

これまで小規模事業者の方もなかなか国内の市場におきましても問屋任せであったり、メーカー任せであったり、そういった部分があったと思います。しかし、このような時代の中で、先ほども13番委員からありましたとおりインターネットとかいろんなもので物を販売していきたいと、やはり国内需要が縮小する中で自分たちが動き出さなければ商売の売上げは横ばい、もしくは減少していくだけではないかという危機感を持っているとの話がございましたので、その後押しということで今回ふるさと応援基金を活用しまして、新規事業ということで提案したところで

○5番（禰占通男） 本当に、今、感染症のあれでいろいろ生活様式も変わってきましたけど、やはり小規模ってなると、資金、いろいろ考えていてもそれを発信できない、いろいろとあると思うんですね。

ここには支援ちなっているんだけど、そういったことで、いろんな先ほどもSNS等の支援とかそういうのでそういう意欲のある方を支援していけば、いつかはね、それが売れて、その方も成功したりする可能性もあるわけでしょう。

やはり、そこは本当にこの30万ち言うけど、その横のつながりを何かこの異業種でもいいから、こんな製品を作ってこう販売したらとかって、そのね、何かこう環境整備っていうかな、機会も、一般質問でちょっと触れたけど、やはりね、何か言うかね、機会をつくってあげるっていう、それも必要とずっと思っているんですけど、だから今後そういう一応まあこれは、予算が通って進行していく中でも追加できたらいろんな考えも業者とかそういう取り扱っている方々に商工会議所等もあるだろうから、そういう対策を練ってもらいたいなとつくづく思っているんですよ。

○水産商工課長（鮫島寿文） 3月に入りまして、水産加工の分野ではなくて食品の製造、地元の産品を使った農産物を使った商品ということで、試食会を副市長に来ていただいて異業種の関係事業者の皆さんと実施したところです。

いろんな業種の方が新たな取組ということで、今コロナ禍でピンチをチャンスと捉えて新たなものをやりたいという方が出てきております。その方も女性です。女性の皆さんがそうやって取り組んでいただいておりますので、また一般質問でもお答えしたかと思うんですが、今後私ども

としては新しい事業、インターネットを使ったECサイトを充実させて、Eコマース、電子商取引ですね、そういった弱い部分を私どもが行政としてノウハウのある方に協力をいただきながら、関東であったり、関西、福岡、そういった場所の問題もあります、インターネットではすぐつながりますので、そういったところを小規模事業者でも少ないロット数でも売上げが立つような、営業利益が立てるような取組を今研究しているところがございますので、5番委員からもありましたとおり引き続き関係団体とか、小規模な事業者ともお話をしながら新たな提案ができればと思っていますところでは。

○4番（沖園強） あらましの11ページで予算書の89ページでお願いします。

有害鳥獣関係で、鳥獣被害対策実践事業は昨年度からすると大幅減額になっているんですけど、昨年度も実績73件だったかな、そういった報告があったんですけど、これ減額した理由は何ですか。

○農政課長（原田博明） 89ページの鳥獣被害対策実践事業につきましては、市の単独事業で昨年度から猟友会員の無線機の登録料に助成したもので、昨年度から計上し昨年度も1万円、令和3年度も1万円計上しているところです。

もう一つの鳥獣被害対策実践事業は、県の補助事業として実施している事業で、今回90ページの3番目に記載のとおり、214万円計上しております。今年度は、捕獲数も増えてきましたので、昨年度に比べて増額しているところがございます。

○4番（沖園強） 事業名は全く同じということですね。

○農政課長（原田博明） 事業名が同じになっているので、少し紛らわしいところがありました。申し訳ありません。

○4番（沖園強） 有害鳥獣捕獲事業が前年並みなんですけど、結局、今までもいろいろ個体数を減らせんといかんということで、本市の場合、猟期の期間といえいいのかな、10月15日から3月15日、その期間が捕獲した鳥獣に対して助成金がないと。だから、そこでなかなか個体数が減らんとじゃというような指摘をずっとしてきたんですけど、他市の状況等ではそこに補助があったりして、猟友会の皆さんがその期間中も駆除に非常に精力的に動いていると、そういうのが実態だと思うんですよね。その辺は検討されなかったの。

○農政課長（原田博明） 猟期内の有害捕獲指示に関しては、南さつま市については、捕獲指示の場所を限定して、この区域への指示という方法で実施していると伺っています。

このような方法について、本市においても取組ができないか、担当課では検討を始めています。

令和3年度予算として今回計上はしていませんが、猟期期間内の捕獲指示や、毎年3月15日にイノシシの猟期が切れますので、それから次に捕獲指示を出すまでの間などに報償金等も発生しますので、これらをどうするか、令和3年度からできるのか、令和4年度からできるのか、担当課で具体的には検討しているところです。

○4番（沖園強） 猟友会の皆さんが意欲的にですね、取り組めるような施策というのは必要だと思います。高齢化で猟友会のメンバーも年々減少傾向にありますし、そこに魅力を感じるような猟友会が育成されていけばいいのかなというふうに感じておりますので、前向きにですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

○農政課長（原田博明） 本年度も猟友会に対して箱わなの補助も行いました。一般質問でも答弁いたしましたが、大型箱わなを11基、小型箱わなを20基、くくりわなを15セットを支給をいたしまして、捕獲に対して頑張ってもらいたいということで支援をしたところです。

4番委員が御指摘のように、猟友会に対しての報償金の在り方などを含めて、積極的に捕獲していただけるような体制を、担当課としても検討していきたいと思っております。

○13番（清水和弘） 今、4番委員からいろいろ質疑がありましたけど、猟友会のメンバーというのは、ここ5年間ぐらいでどのような推移で減少してきたんですか。

○農政課長（原田博明） 現在、猟友会員は31名です。内訳を言いますと、第一種銃猟免許を持っている方が10名、わな猟免許を持っている方が28名、重複で持っている方が7名で、会員は31名となっています。

昨年（平成30年）は猟友会員は38名でした。平成30年においては猟友会員は34名ということで、多少増えたり減ったり、増減があるところです。

年齢的な理由で退会したり、新しい会員が入ってきたりと、年によって増えたり減ったりという動きです。

○13番（清水和弘） 34名で、私は今びっくりした数字なんだけど、平均年齢は幾らぐらいですか。

○農政課長（原田博明） 昨年9月25日の登録名簿でございます。その時点で、猟友会員の平均年齢は63歳でございます。それから、その昨年の9月25日現在は31名でございます。

○13番（清水和弘） 今、平均年齢63歳ということで、一番若い人は何歳なのか、65歳以下の猟友会の人は何人ぐらいなんですか。

○農政課長（原田博明） 65歳未満の会員は11名です。一番若い年齢ですと36歳、それから37歳という方がいらっしゃいます。その他に40歳の方が2名いるなど、若い方も加入されてきているところです。

○13番（清水和弘） 四、五年前に聞いたときは高齢者ばかりでですよ、もう早く辞めたいけどって私も言われたことがあって、これじゃいかんなと思って今聞いたんだけど、これは本当若い人が増えてきて、まだまだ若い人たちも猟期を外してですよ、期間があるじゃないですか、外して補助金なり、南さつまのほうは出とると思うんですよ。そういう南さつまの捕獲量が多いというのはそういうのはあると思うんですよ。

枕崎はすごく猟友会の人少ないんですけど、何とかして捕獲数を上げるためにはいろんな対策はあると思うからですね、その辺を枕崎ももっと猟友会員を増やすような形でやったら、私は猟友会の人が増えてきて、鳥獣被害も少なくなると思うからですね、その辺は今後何とかして斬新な考えでやってください。これは要望しておきますよ。

○農政課長（原田博明） 先ほど答弁いたしました。箱わなの助成や免許取得に係る研修会の助成など、会員を増やすことにも取り組んでおります。

若い方々や農家の方々にも、農作物の被害対策として、狩猟免許を取得し猟友会に入って自分で捕獲することも大事ですよ、と呼びかけも行っていきますので、そういったことで今後も猟友会の育成、会員を増やす対策を取っていきたいと考えております。

○委員長（眞茅弘美） 以上で、労働費から土木費までの審査を保留いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時39分 散会